

第2期筑後市

子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

“子育てをともにわかちあい、

みんなであつながる筑後市へ”



令和2年3月
筑後市

はじめに



筑後市では、平成 29 年 4 月より『豊かな緑と都市の活力が共生し、未来に羽ばたくまちちくご』を第五次筑後市総合計画の将来像として、「住みたいまち」「もっと住みたいまち」として選ばれるよう、道路・上下水道などの都市基盤整備や産業の振興、また福祉施策の充実等に努めてきました。

子育て支援については、平成 27 年 3 月に筑後市次世代育成支援行動計画の内容も継承した「筑後市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

そして、このたび、平成 31 年度で「筑後市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となります。令和元年 10 月に幼児教育・保育の無償化が始まったことなど時代の変化もあり、計画を推進する中で浮き彫りとなった課題や新たなニーズに見合った施策を検討・展開し、安心して子どもを産み育てられるとともに、子育てを地域でささえ、そして喜びを分かち合うまちづくりを目指して「第 2 期筑後市子ども・子育て支援事業計画」の策定を行いました。

また、子ども・子育て支援事業計画と同様に、「恵みの多い自然、ゆかしい歴史と文化のうえに人の和を織りなして、住みよいふるさと、活気にみちたまち ちくご」を将来像とした第六次筑後市総合計画が令和 2 年度より始まることもあり、まちとして新たな活力を生み出す契機となることが期待されます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました子ども・子育て会議の皆様をはじめ、ニーズ調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見を頂きました市民の皆様及び関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

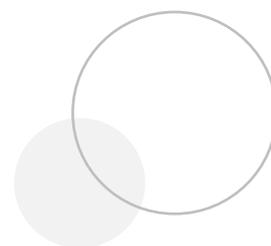
令和 2 年 3 月
筑後市長 西田 正治

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 踏まえるべき国の政策動向	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象.....	4
5 計画の法的根拠と位置づけ	5
第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く現状	7
1 統計による本市の状況	8
2 アンケート調査の結果概要	12
3 第1期計画の総括並びに課題抽出.....	21
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念.....	26
2 計画の視点.....	27
3 施策体系.....	28
第4章 子ども・子育て支援に関する事業の量の見込みと確保方策	29
1 子ども・子育てに関する事業の推進	30
2 地域子ども・子育て支援事業について.....	37
第5章 子ども・子育て支援に関する施策の総合的な展開	49
1 子どもや親の健康の確保.....	50
2 子育て家庭への支援	53
3 学童期からの「生きぬく力」の育成	58
4 多様な子育て支援サービスの充実.....	63
第6章 計画の推進に向けて	67
1 計画の推進体制	68
2 計画の進行管理	68
資料編	69
1 筑後市子ども子育て会議.....	70
2 策定経過.....	73
3 用語解説.....	74



第1章 計画の策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨

国では、平成 24 年に制定された認定こども園[※]、幼稚園[※]、保育所[※]を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法[※]」に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築を図るため、総合的な取り組みを進めてきました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。

筑後市（以下「本市」という）は、平成 26 年度に「ちっこ子育てみらいプラン（筑後市次世代育成支援行動計画 後期計画）」により進めてきた子ども・子育て支援[※]を継承しながら、教育・保育及び地域子ども子育て支援事業[※]における提供体制の確保の内容、実施時期、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容等について、「筑後市子ども・子育て支援事業計画[※]」（以下「第 1 期計画」という）を策定し、平成 27～31 年度を 1 期とする子ども・子育て支援を推進してきました。

しかしながら、本市においても少子化[※]や世帯規模の縮小、共働き世帯が増えたことによる教育・保育のニーズの多様化など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しています。

■ 子ども・子育てをめぐるサイクル



文中に「※」がついている箇所については、資料編において用語解説を掲載しています。

2 踏まえるべき国の政策動向

(1) 子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成 29 年 6 月に策定され、女性就業率^{*}80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を 2020 年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成 30 年 3 月 30 日告示・4 月 1 日施行）の改正が行われました。

(2) 幼児教育・保育の無償化^{*}

平成 29 年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針 2017（骨太の方針 2017）」において実施が提言されており、その後、平成 30 年の内閣府「子ども・子育て会議」において、幼児教育・保育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要が示されました。これにより、令和元年 5 月に子ども・子育て支援法が改正され、令和元年 10 月から、教育・保育施設^{*}の利用料が一部無償化されました。

教育・保育施設	対象と無償化の内容
幼稚園、保育所、 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ● 3～5 歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料無償化 ● 0～2 歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化
幼稚園の預かり 保育	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園の保育料等に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化 <small>* 保育の必要性の認定（新 2 号）：2 号認定又は 2 号認定と同等の認定（無償化における施設等利用給付のために新たに法制化）</small> <small>* 預かり保育は子ども・子育て支援法の一部預かり事業[*]（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督</small>
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> ● 3～5 歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所[*]における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料を無償化 ● 0～2 歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化

(3) 放課後児童クラブの受け入れ拡大

近年の女性就業率の増加等により、共働き家庭の児童数はさらに増える見通しで、放課後児童クラブについては、更なる受け皿の拡大が求められています。

また、平成30年9月に文部科学省より示されている「新・放課後子ども総合プラン」において、放課後児童クラブの待機児童の解消及び小1の壁を打破するための各方策について、子ども・子育て支援事業計画又は行動計画に盛り込むこととされています。

3 計画の期間

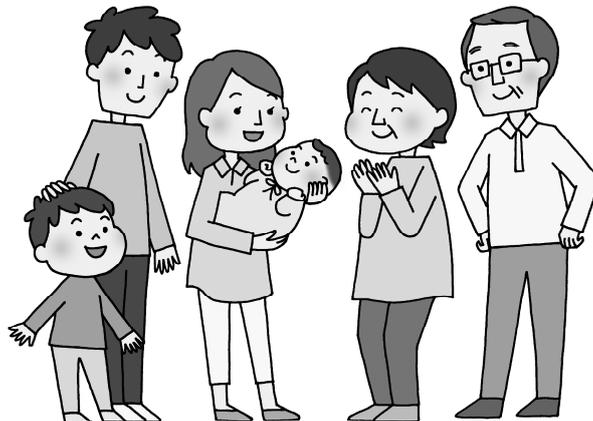
本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度 ／ 令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見直し 策定					第2期筑後市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の対象

本計画は、子どもとその家族、子育て支援に関わる行政、企業、地域住民等、本市の全ての市民及び団体を対象とします。

なお、「就学前児童の保育環境の一層の充実」という点を重視し、就学前児童に対する子育て支援をより強化していくこととします。

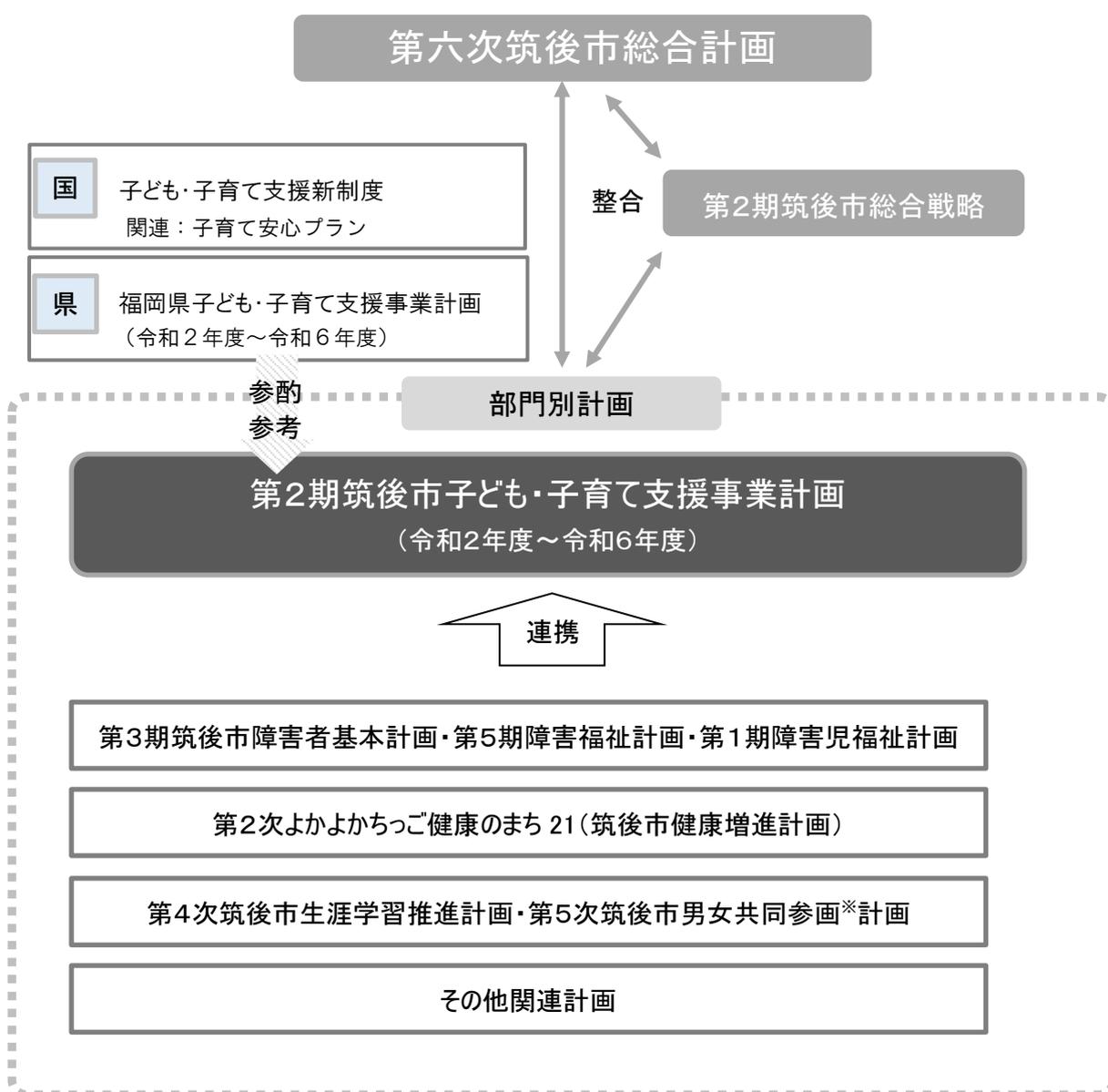


5 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村行動計画で、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

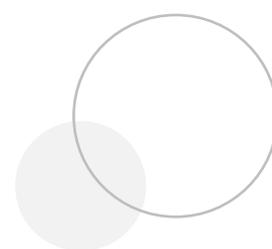
加えて、平成30年9月には、文部科学省より「新・放課後子ども総合プラン」についての通知が示されており、この中で、市町村においても求められる役割があるため、本計画の中で定めていきます。また、次世代育成支援対策推進法*第8条第1項に基づき策定した「筑後市次世代育成支援行動計画 後期計画」の内容を継承するものです。

なお、上位計画である「第六次筑後市総合計画*」や、その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。





本市の子ども・子育てを取り巻く現状

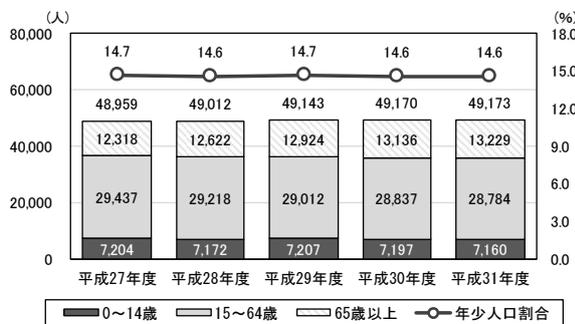


1 統計による本市の状況

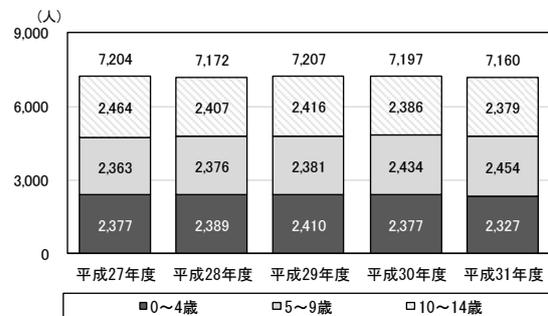
(1) 人口の状況

- 全国的に人口減少が進行している中、本市においては、年々人口が微増しています。
- 年齢3区分別人口をみると、年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加しています。
- 年少人口の中でも、10～14歳人口の減少が大きく、少子化が進行しています。
- 人口ピラミッドをみると、子育て世代と想定される世代は人口減少が著しく、少子化の進行から、今後も減少することが予測されます。

■ 年齢3区分別の人口の推移

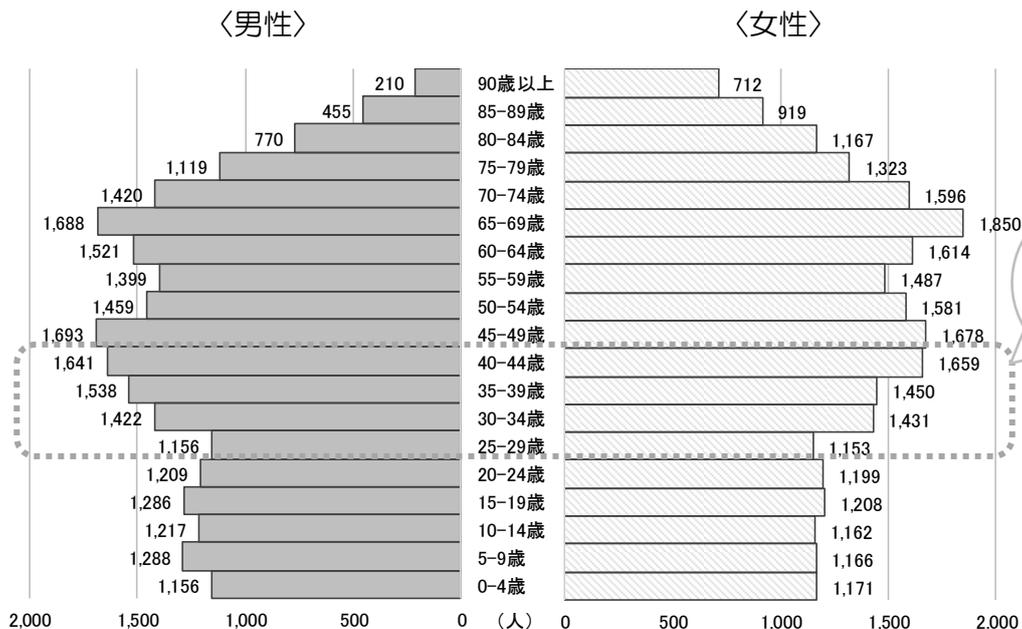


■ 年少人口の推移



資料: 住民基本台帳(各年度4月1日現在)

■ 人口ピラミッド(平成31年4月1日現在)

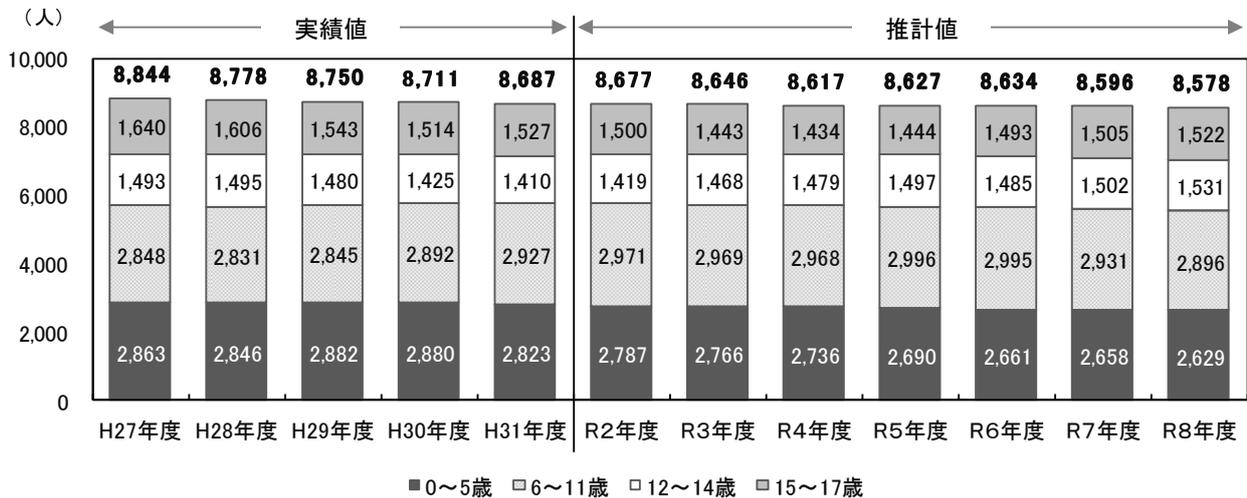


資料: 住民基本台帳

(2) 児童の状況

〇〇～17歳人口の推移をみると、近年減少傾向となっており、この傾向は今後も続くと思われています。

■0～17歳人口の推移と推計値



資料: 実績値は住民基本台帳、人口推計はコーホート変化率法*による各年度4月1日現在の推計値(*下表同様)

■0～17歳人口の推移と推計値(表)

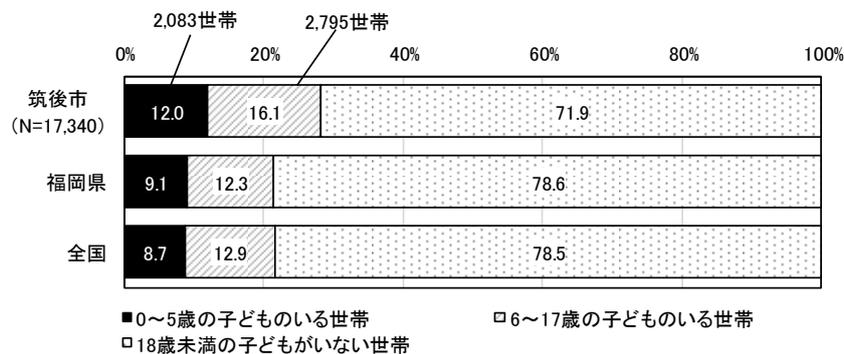
年齢	実績値					推計値							
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
0歳～5歳合計	2,863	2,846	2,882	2,880	2,823	2,787	2,766	2,736	2,690	2,661	2,658	2,629	
0歳	469	462	470	445	422	442	438	435	429	424	418	414	
1歳	491	474	469	479	459	430	450	446	443	437	432	426	
2歳	493	486	480	479	489	464	435	456	452	448	442	437	
3歳	474	496	486	479	480	489	465	436	457	452	449	443	
4歳	450	471	505	495	477	483	493	468	439	460	456	452	
5歳	486	457	472	503	496	479	485	495	470	440	461	457	
6歳～11歳合計	2,848	2,831	2,845	2,892	2,927	2,971	2,969	2,968	2,996	2,995	2,931	2,896	
6歳	489	489	467	475	507	501	484	490	500	475	445	466	
7歳	464	487	488	472	477	508	502	485	492	501	476	446	
8歳	481	462	490	491	477	479	511	505	487	494	503	478	
9歳	443	481	464	493	497	480	482	514	508	490	496	506	
10歳	465	446	485	472	498	502	485	487	519	513	495	502	
11歳	506	466	451	489	471	501	505	487	490	522	516	498	
12歳～14歳合計	1,493	1,495	1,480	1,425	1,410	1,419	1,468	1,479	1,497	1,485	1,502	1,531	
12歳	506	500	461	454	491	469	499	503	486	488	520	514	
13歳	484	510	505	466	454	495	473	502	507	489	492	524	
14歳	503	485	514	505	465	455	496	474	504	508	490	493	
15歳～17歳合計	1,640	1,606	1,543	1,514	1,527	1,500	1,443	1,434	1,444	1,493	1,505	1,522	
15歳	541	514	491	509	509	469	458	500	478	508	512	494	
16歳	543	546	509	498	518	513	472	462	504	481	512	516	
17歳	556	546	543	507	500	518	513	472	462	504	481	512	
総計	8,844	8,778	8,750	8,711	8,687	8,677	8,646	8,617	8,627	8,634	8,596	8,578	

(3) 世帯の状況

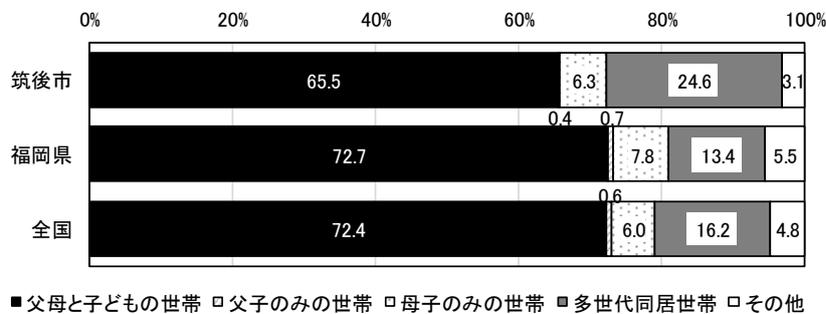
○子どもがいる世帯の状況をみると、本市では0～5歳の子どもがいる世帯が2,083世帯（12.0%）、6～17歳の子どもがいる世帯が2,795世帯（16.1%）となっています。また、全国、福岡県と比較して高い割合となっています。

○年齢別の子どもがいる世帯の類型をみると、本市では「多世代同居世帯」の割合が、0～17歳、0～5歳の子どもがいる世帯で、全国、福岡県よりも高い状況となっています。

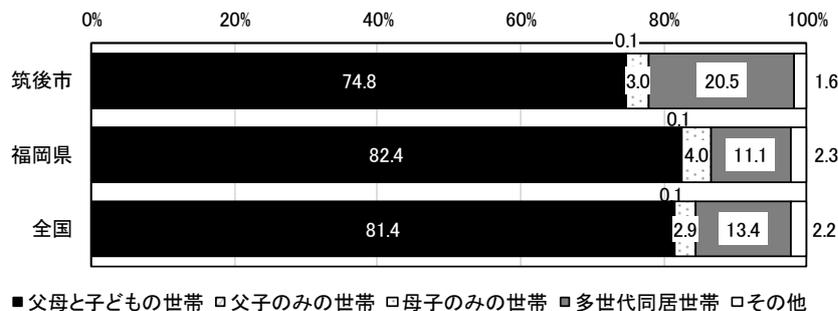
■子どもがいる世帯の割合および全国、福岡県との比較



■0～17歳の子どもがいる世帯の類型および全国、福岡県との比較



■0～5歳の子どもがいる世帯の類型および全国、福岡県との比較

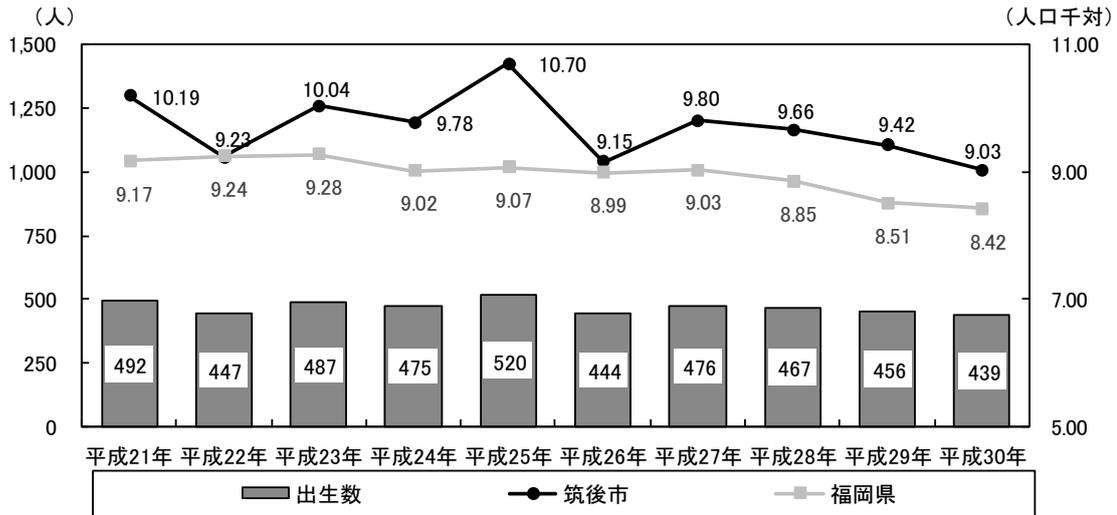


(4) 出生数・率の状況

○出生数の推移をみると、出生数は平成21年の492人から、平成30年では439人と53人減少しています。

○出生率*の推移をみると、人口1,000人に対する出生率はほとんどの年で福岡県を上回っています。

■出生数、出生率の推移および福岡県との比較



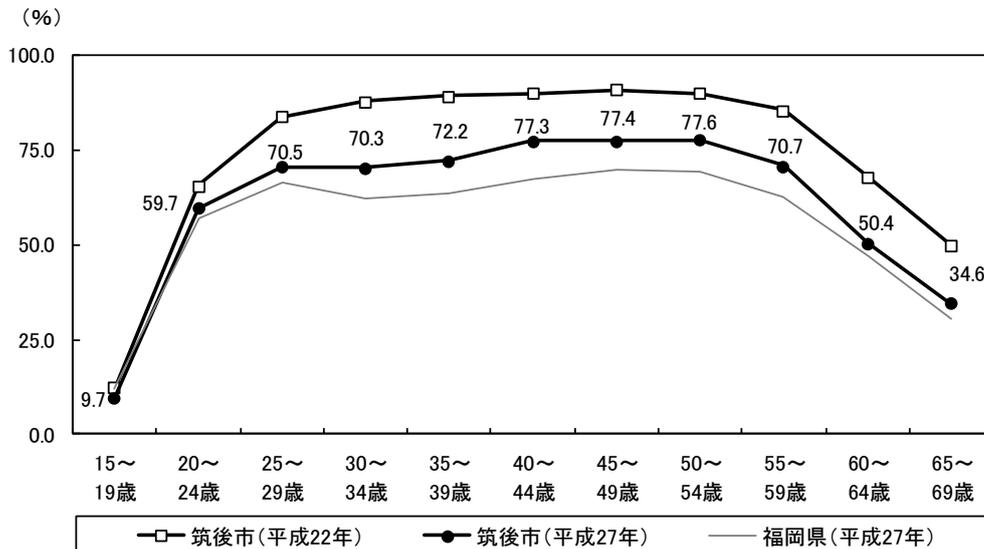
* 資料: 福岡県人口移動調査(出生数は各年10月~翌年9月の合計、出生率は期中の出生者数÷期当初の人口×1000の数値)

(5) 女性の労働の状況

○就業率の推移をみると、平成22年と比較して平成27年では全体的に就業率は低くなっています。

○福岡県と比較すると、本市の就業率は高くなっています。

■就業率の推移および福岡県との比較



資料: 国勢調査

2 アンケート調査の結果概要

(1) 子ども・子育てに関するニーズ調査の概要

ニーズ調査は、「第2期筑後市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたって、保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て家庭の生活実態、要望・意見などを把握し、基礎資料とすることを目的に実施しました。

■実施概要

- 調査地域：筑後市全域
- 調査対象：筑後市内在住の「就学前児童」の保護者
筑後市内在住の「小学生児童」の保護者
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童 1,500 人、小学生児童 1,000 人の合計 2,500 人を無作為抽出
- 調査期間：令和元年5月20日～6月3日
- 調査方法：郵送による配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,500 件	793 件	52.9%
小学生児童	1,000 件	533 件	53.3%
合計	2,500 件	1,326 件	53.0%

* 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

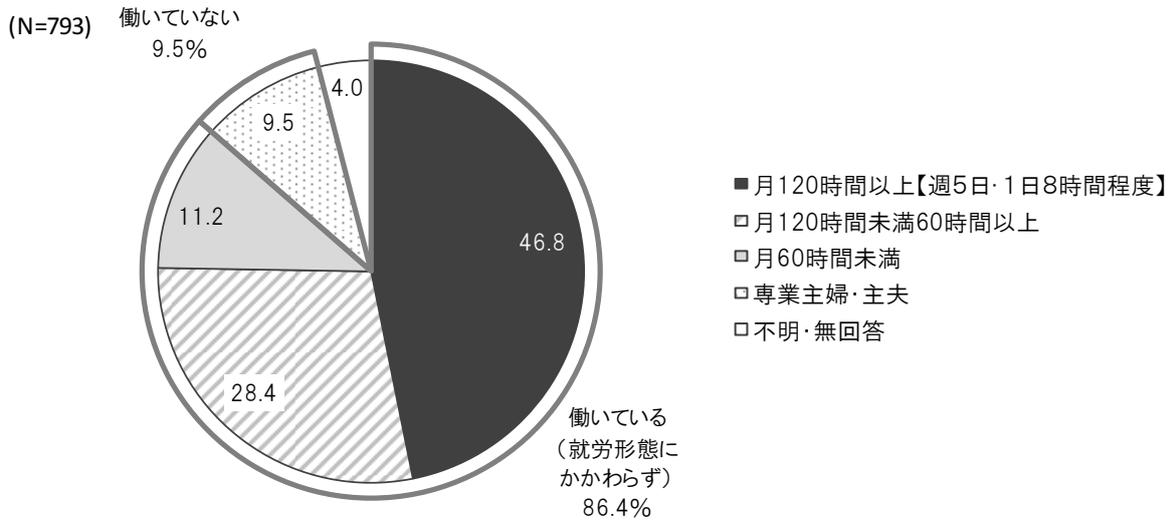
* 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

(2) 調査の結果の概要

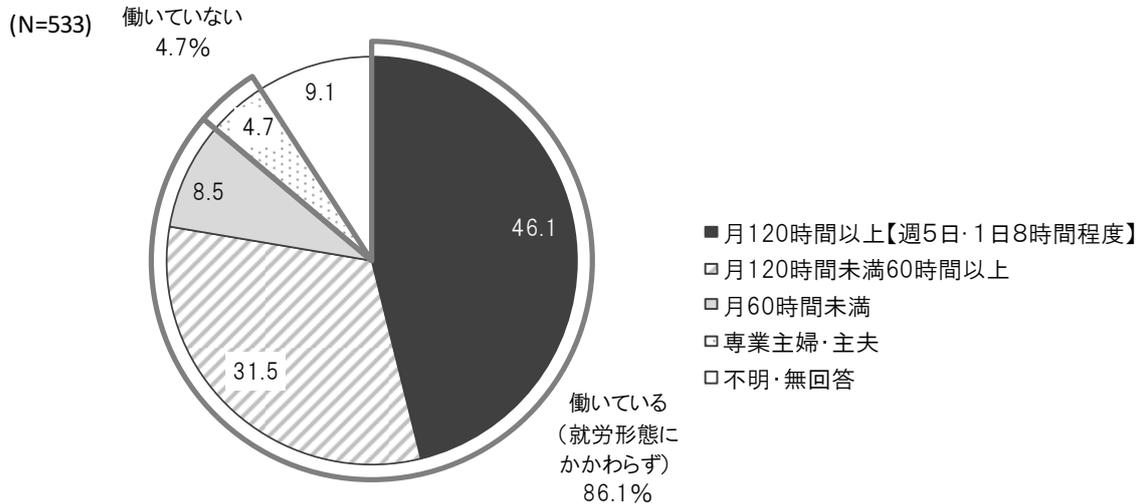
● 母親の就労状況について ●

○就学前児童の母親の就労率をみると、「月 120 時間以上【週5日・1日8時間程度】」の方が、46.8%となっています。また、現在働いていない方は、9.5%となっています。

■ 母親の就労状況（就学前児童）



■ 母親の就労状況（小学生児童）



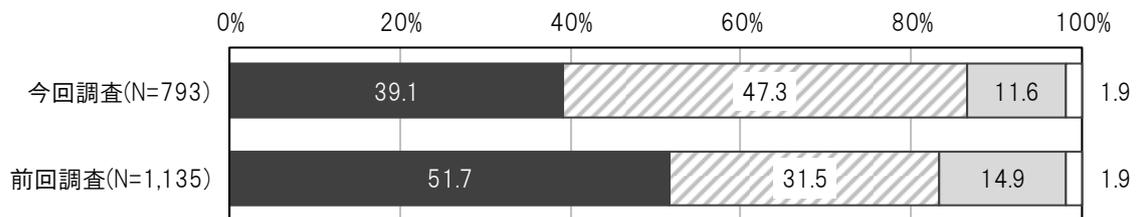
- ◆ 子どもの年齢によって、母親の働き方が変化していることがわかります。
◆ 働きながら子育てをする母親が多くなっていることがわかります。

● 育児休業※取得状況 ●

○育児休業の取得状況をみると、母親の「取得した（取得中である）」が47.3%となっており、前回調査と比較しても割合が高くなっています。

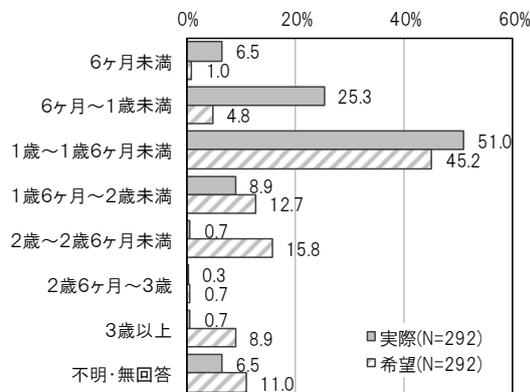
○育児休業から復帰したタイミングについては、希望よりも実際に復帰した子どもの年齢の方が低い傾向がみられます。また、早く復帰した理由については「希望する保育所（園）に入るため」の割合が高くなっています。

■ 育児休業の取得状況（就学前児童、母親）

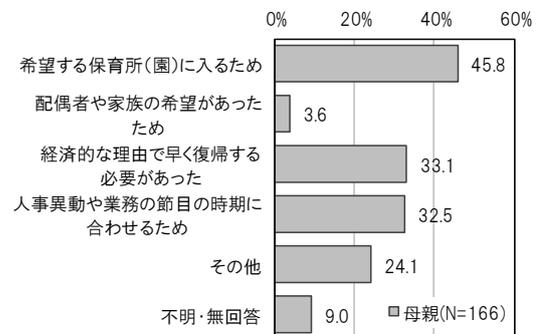


■ 働いていなかった □ 取得した(取得中である) □ 取得していない □ 不明・無回答

■ 育児休業から復帰したタイミング（就学前児童、母親）



■ 希望よりも早く復帰した理由（就学前児童、母親）



◆ 育児休業の取得率は高くなっていますが、希望する保育所(園)に入園するために復帰を早めている傾向があります。

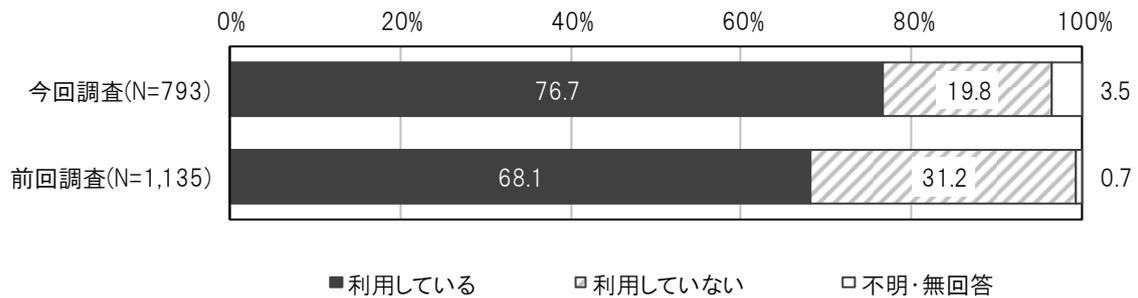
● 幼稚園、保育園等の利用について ●

○就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用の有無をみると、現在、「利用している」方は、76.7%となっています。

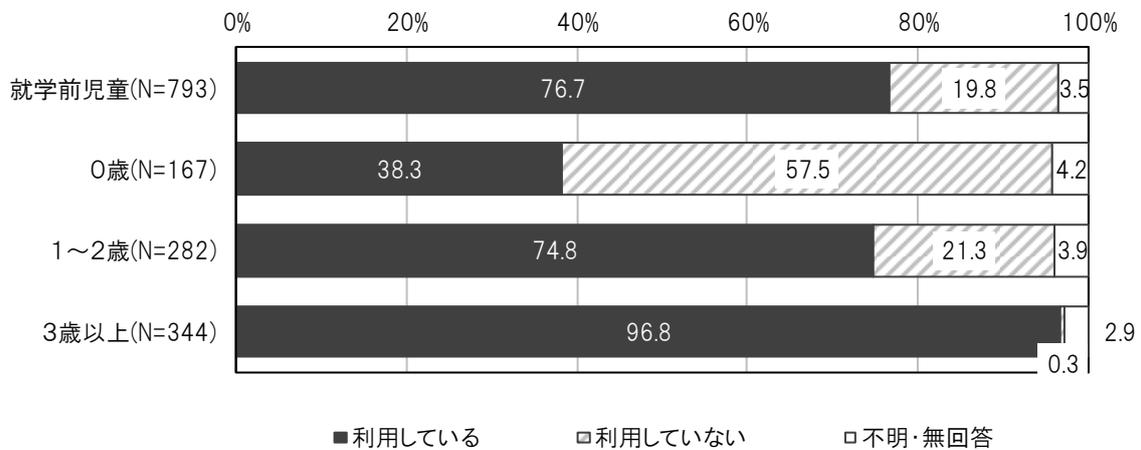
○前回調査と比較しても、利用している方は増えていることがわかります。

○年齢別にみると、0歳で38.3%、1～2歳で74.8%の方が利用している状況となっています。

■ 定期的な教育・保育事業の利用の有無(就学前児童)

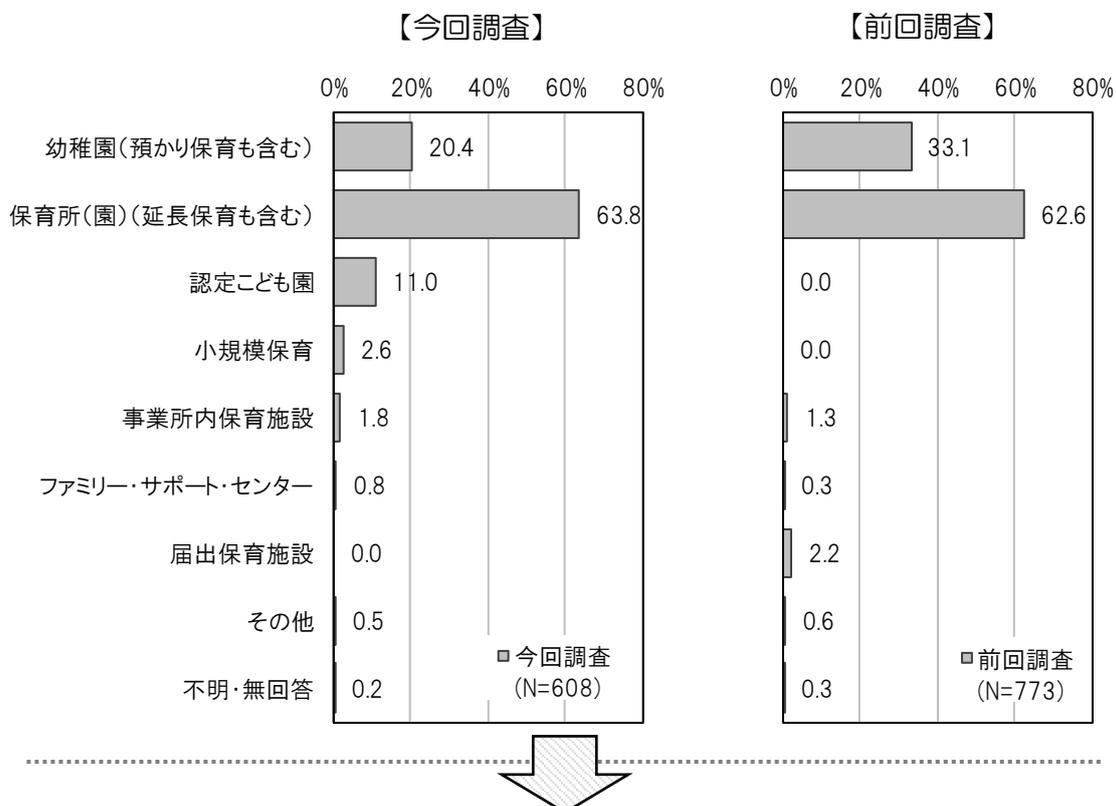


■ 定期的な教育・保育事業の利用の有無(就学前児童、年齢別)



○利用している教育・保育事業をみると、「保育所（園）（延長保育*も含む）」が63.8%と最も高くなっています。

■利用している教育・保育事業(就学前児童)



- ◆母親の就労率が高くなっている中で、保育の需要は5年前よりも高くなっていることがわかります。
- ◆今後も幼児教育・保育の無償化の影響を考えると、ますます保育の需要は高まると予測されます。

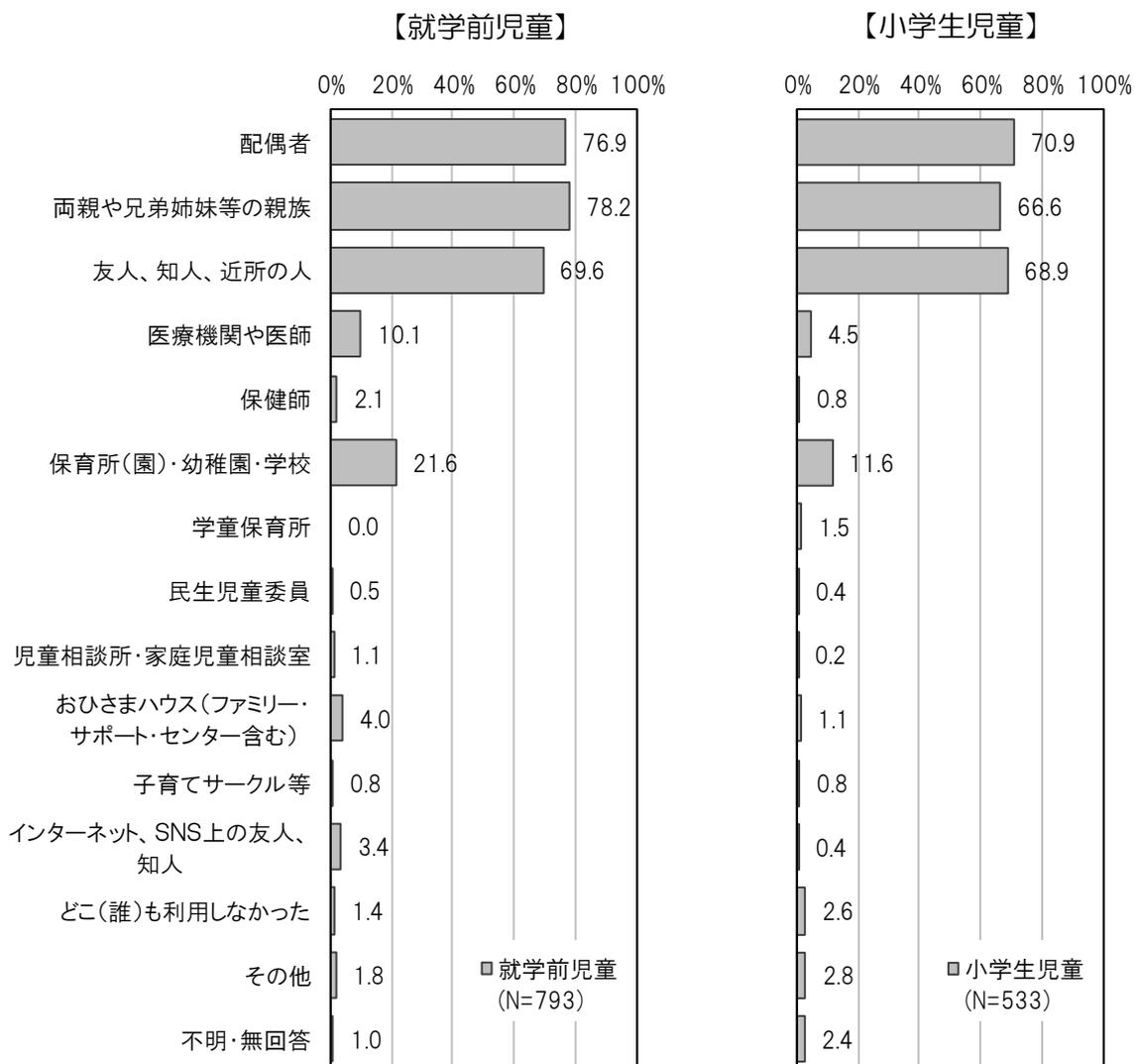


● 相談先や情報入手について ●

○身近な地域での相談先をみると、「配偶者」「両親や兄弟姉妹等の親族」「友人、知人、近所の人」の割合が高くなっています。

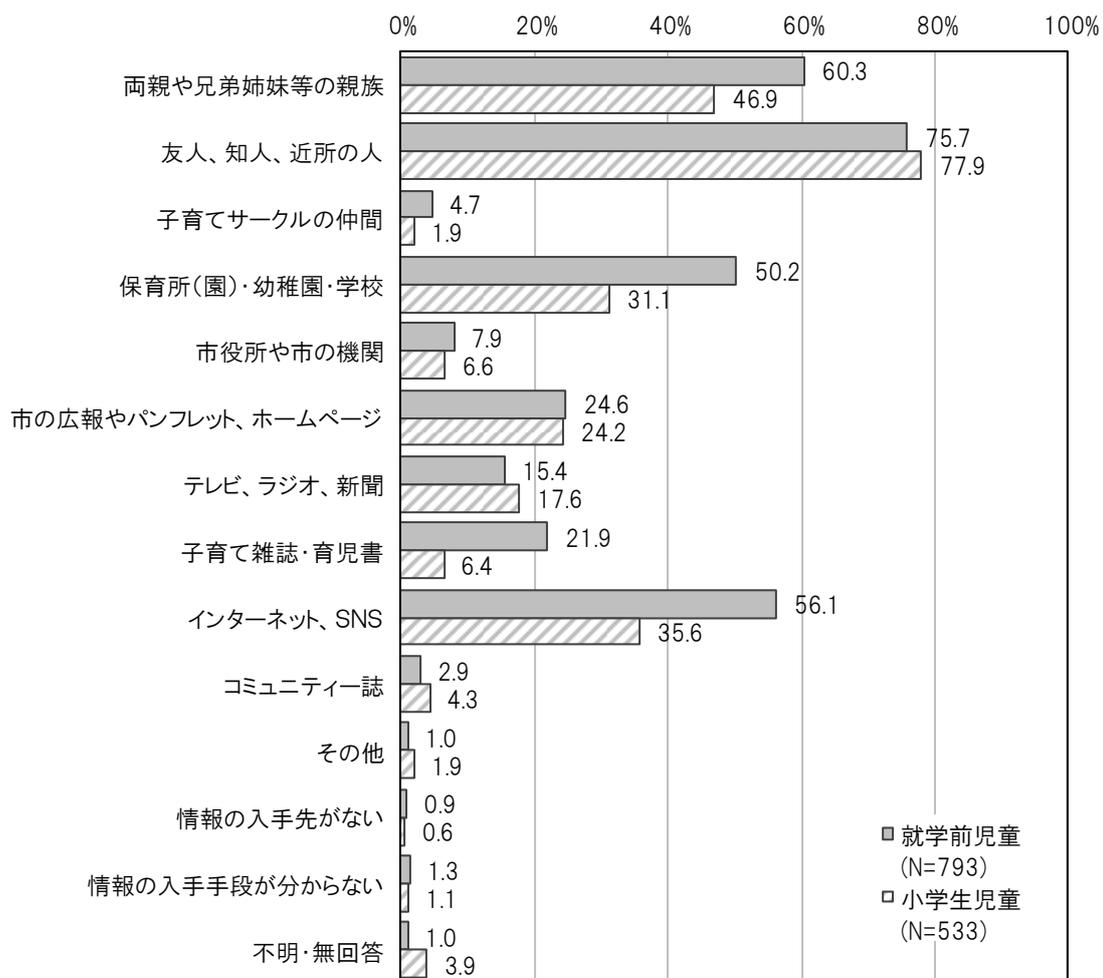
○就学前児童と小学生児童を比較すると、就学前児童の方が、「配偶者」「両親や兄弟姉妹等の親族」などの身近な人へ相談している人の割合が高くなっています。

■ 身近な地域での相談先



- 子育てに関する情報の入手先・方法として、「友人、知人、近所の人」が最も高くなっています。次いで、「両親や兄弟姉妹等の親族」が高くなっています。
- また、「保育所（園）・幼稚園・学校」「インターネット、SNS」を通じて情報を入手している方の割合も高くなっています。

■子育てに関する情報の入手先・方法

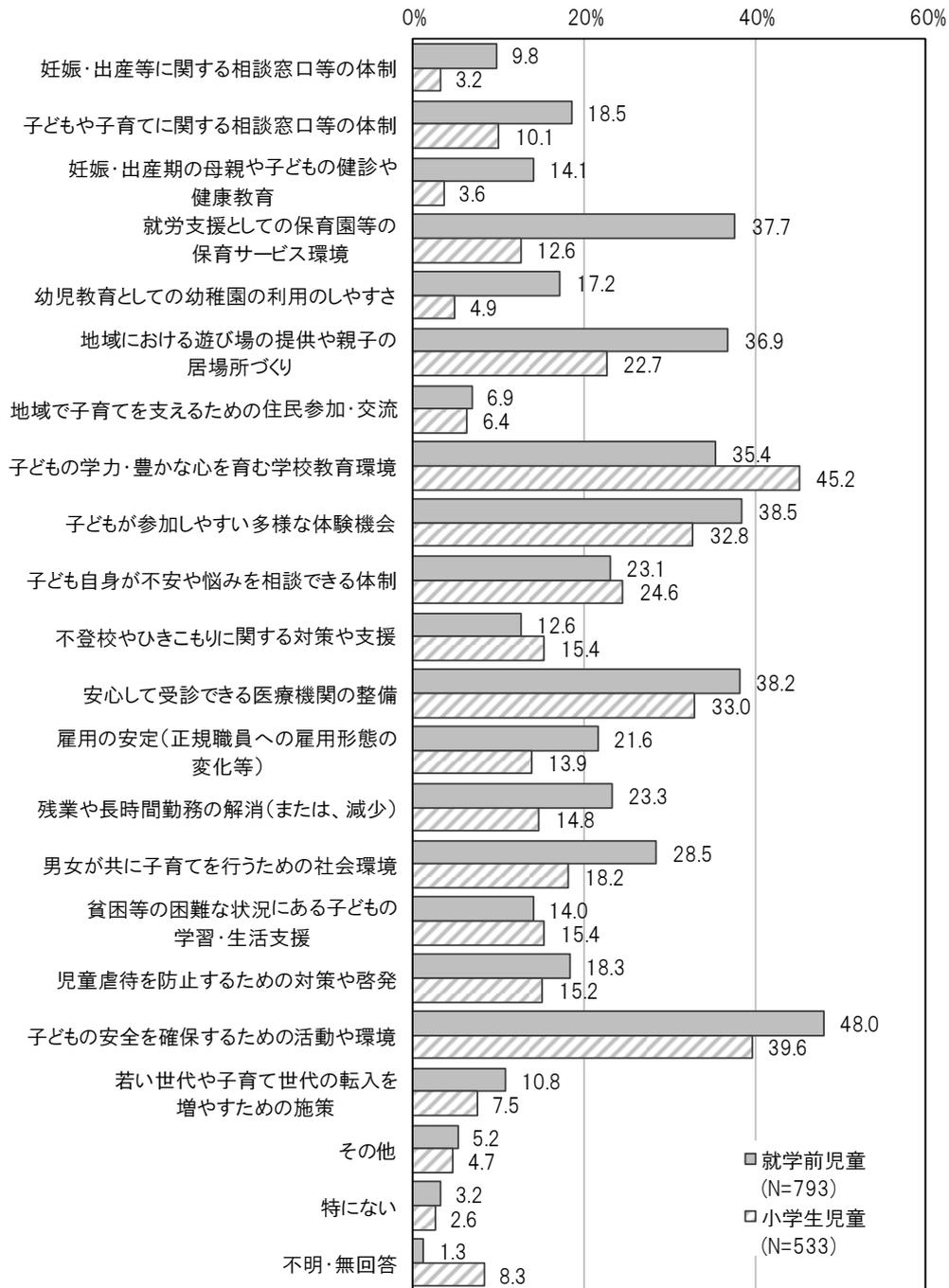


◆相談先や相談相手が子育てに関する情報の入手先になっている可能性もあり、単なる情報周知よりも、コミュニティーの形成による情報発信方法の検討も必要となっています。

● 子育て全般について ●

〇市に対して、充実を図ってほしいと期待している子育て支援をみると、就学前児童では、「子どもの安全を確保するための活動や環境」が最も高くなっています。小学生児童では、「子どもの学力・豊かな心を育む学校教育環境」が最も高くなっています。

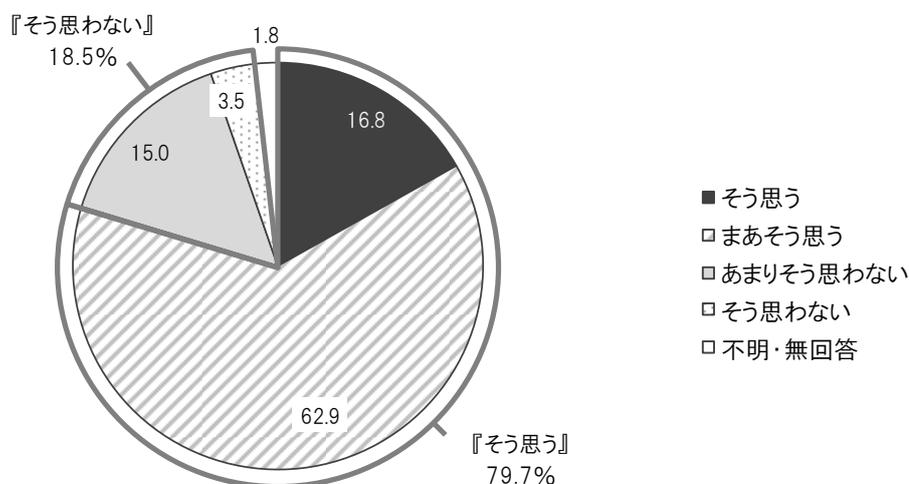
■市に対して、充実を図ってほしいと期待している子育て支援



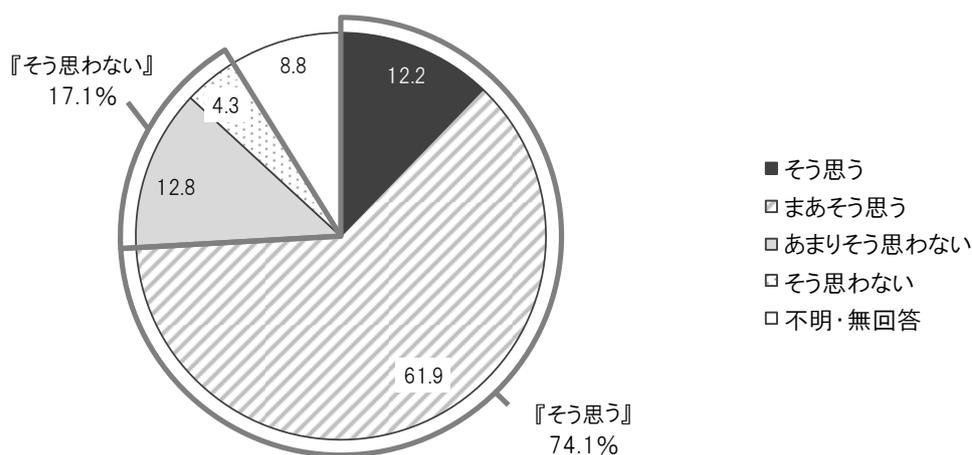
○筑後市は安心して子どもを産み育てることができるまちと思うかをみると、就学前児童では、『そう思う』が79.7%、『そう思わない』が18.5%となっています。小学生児童では、『そう思う』が74.1%、『そう思わない』が17.1%となっており、約7～8割の人が安心して子どもを産み育てることができるまちと回答しています。

■筑後市は安心して子どもを産み育てることができるまちと思うか

(就学前児童)



(小学生児童)



* 『そう思う』: 「そう思う」 + 「まあそう思う」の合計

* 『そう思わない』: 「そう思わない」 + 「あまりそう思わない」の合計

3 第1期計画の総括並びに課題抽出

本計画策定にあたり、統計資料やニーズ調査結果に合わせて、第1期計画の重点施策の総括並びに課題抽出を行いました。

(1) 多様な子育て支援サービスの充実

「おひさまハウス」を子育て支援拠点とし、相談事業や子育てサロン[※]事業等を実施しています。年間で2万人前後の利用があり、地域の支援拠点として一定機能しているといえる状況です。

統計資料・ニーズ調査では

3歳児未満保育ニーズの高まり

ニーズ調査結果では、教育・保育事業を利用している保護者が増えています。特に、3歳児未満の利用が多くなっています。

保育所に子どもを預けることで、地域子育て支援拠点事業の利用者も減少する可能性があります。保護者のニーズを踏まえながら事業を展開する必要があります。

(2) 子どもや親の健康の確保

妊婦健診や乳幼児健診また予防接種や各種教室を通じて妊娠期および乳幼児期の親子の健康増進に取り組んでいます。特に乳幼児健診は、病気や障害の早期発見につながるのと同時に、虐待から子どもを守ることに繋がるものとして、全ての乳幼児の受診をめざし未受診者対策に取り組んできました。

統計資料・ニーズ調査では

子育てに関する相談先

子育てに関する気軽な相談先として「配偶者」、「親族」、「友人」が多くなっています。公的な機関では「保育所（園）」、「幼稚園」、「学校」が多くなっています。

近年では、保護者の家庭状況や、子育てに関する悩みが多様化しており、子育て家庭を取り巻く課題は複雑化しています。今後も、子育て家庭に寄り添った取り組みが重要となっています。

(3) 児童虐待※防止対策の充実

深刻な社会問題となっている児童虐待について、要保護児童※対策地域協議会※を中核として児童相談所や保育所・幼稚園・学校など関係機関と連携しながら防止や早期発見を進めるとともに、適切な処置の推進を図っています。

統計資料・ニーズ調査では

児童虐待を発見した場合の相談先

児童虐待を発見した際の通告や相談先について、「知っているものはない」と回答した方は全体の約4%となっており、なんらかの形で通告や相談先を知っている状況です。

児童虐待防止対策としては、関係する部署間での連携強化が必要となっており、今後も、防止のための啓発や相談事業の充実に努めるとともに、早期発見に向けた取り組みが重要です。

(4) ひとり親家庭等の自立支援の推進

本市ではひとり親家庭の自立に向け就業相談や職業訓練等に係る経費の助成を行っており、職業訓練等に係る経費の助成は利用者も増加傾向にあります。

統計資料・ニーズ調査では

ひとり親家庭等の増加

未婚女性の出産や離婚の増加によりひとり親家庭は増加傾向にあり、それに伴いひとり親への支援のニーズも増加しています。

子育て家庭を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、状況に応じた対応と支援の取り組みが必要となっています。

(5) 放課後児童対策の充実

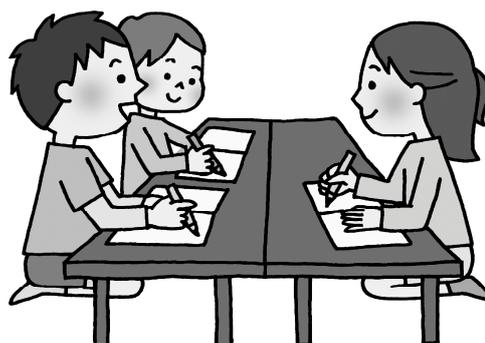
働きながら子育てする家庭の「小1の壁」の打破及び児童の健やかな成長等の支援を目的に、放課後児童対策に取り組んできました。しかしながら、地区によっては整備がニーズに追いついていない現状があります。

統計資料・ニーズ調査では

保育ニーズの高まりが学童保育所にも影響

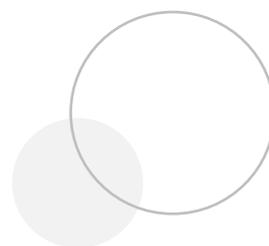
ニーズ調査の結果では、学童保育所に預けたいと考える保護者が多くなっています。背景には、働きながら子育てをしていることから保育ニーズの高まりがあると考えられます。

働きながら子育てする家庭の増加から保育ニーズの高まりがみられ、今後ますます放課後児童対策の取り組みが重要となってきます。学童保育所の利用状況や実施地区の状況を鑑みながら体制の整備をする必要があります。





計画の基本的な考え方



1 基本理念

次代を担う子どもたちが地域みんなに支えられ、健やかに育つことが、子どもたちと社会全体のよろこびになります。こうしたよろこびの連鎖反応こそが「子育てのよろこび」であり、それを実感できるまちづくりを目指して、本市では様々な施策に取り組んできました。

現在、子どもや子育てを取り巻く社会的状況は、厳しさを増す一方です。また、経済状況が依然として厳しい中、子育てへの負担や不安、孤独感も高まっています。

本市ではこうした状況を踏まえ、市民や関係機関が一体となって、様々な子ども・子育て支援の充実を図り、第1期子ども・子育て支援事業計画では、「子育てのよろこびを感じられる筑後市づくり」を推進してきました。

第2期子ども・子育て支援事業計画では、子育てにおける更なるつながりと連携を深め、本市全体としての協力体制、支援体制を強化し、「子育てのまち筑後市」を推進していきます。

基本理念

子育てをともにわかちあい、みんなでつながる筑後市へ



2 計画の視点

子ども・子育て支援法の趣旨等を踏まえ、本計画の基本的な7つの視点を次のように設定します。

視点1 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本とします。

視点2 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

視点3 子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、核家族化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、児童虐待、兄弟姉妹の数の減少、外国につながる子どもの支援など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化していることを踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを目指します。

視点4 子どものより良い育ちを実現するために、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長によるこびや生きがいを感じることができるよう支援します。

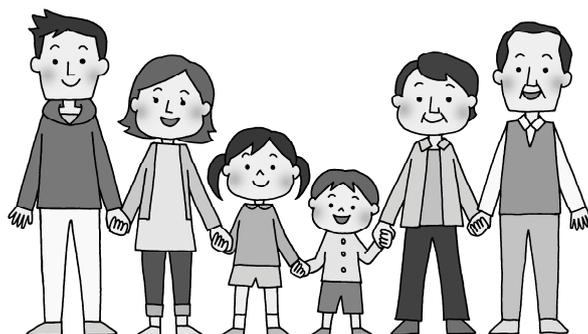
視点5 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じて、子どもの健やかな発達を支援します。

視点6 妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、子どもや子育て家庭の置かれた状況を踏まえ、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を進めます。

視点7 社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たせるよう呼びかけます。

3 施策体系

■ 施策体系





子ども・子育て支援に関する事業の 量の見込みと確保方策

1 子ども・子育てに関する事業の推進

(1) 量の見込みと確保方策の設定フロー

本市は、子ども・子育て支援に関する事業（幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援事業）の充実に向けて、ニーズ調査結果等に基づき量の見込み（必要量）を算出した上で、第1期計画の実績を加味しながら、見込みに応じた確保方策（確保の内容・量）及び実施時期を設定します。なお、「量の見込み」の算出と確保方策等の設定の流れは、次のとおりです。

①教育・保育提供区域の設定

地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、この区域ごとに、各事業の量の見込みと確保方策を定めます。

②就労意向を踏まえた家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、母親の就労状況及び今後の就労意向を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。

③家庭類型別児童数の算出

母親の就労意向を踏まえた潜在的な家庭類型の構成比に推計児童数を乗じて、計画期間の家庭類型別児童数を算出します。

④各事業(教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業)の利用意向の集計

ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「潜在的な家庭類型」ごとに利用意向を集計します。なお、一部事業（利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査）については、ニーズ調査結果によらずに、量の見込みの推計を行います。

⑤量の見込みの算出(家庭類型別児童数 × 事業の利用意向)

家庭類型別児童数に各事業の利用意向を乗じて、各事業における量の見込みを算出します。

⑥量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、第1期計画の実績等を踏まえつつ、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

(2) 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

提供区域設定のポイント

- ①道路や上下水道などのインフラ整備や住宅・マンションの整備は今後も考えられるが、人口が増加する地域を予測することは難しいこと
- ②保護者の就労や生活の利便性を考えれば、市中心部にある教育・保育施設にニーズが集まることが予想されること
- ③東西及び南北とも約8kmの平坦な地形を考えれば、人の移動に大きな支障はないこと

上記の内容を踏まえ、第1期計画に引き続き、「市全域」を1つの教育・保育提供区域として設定します。



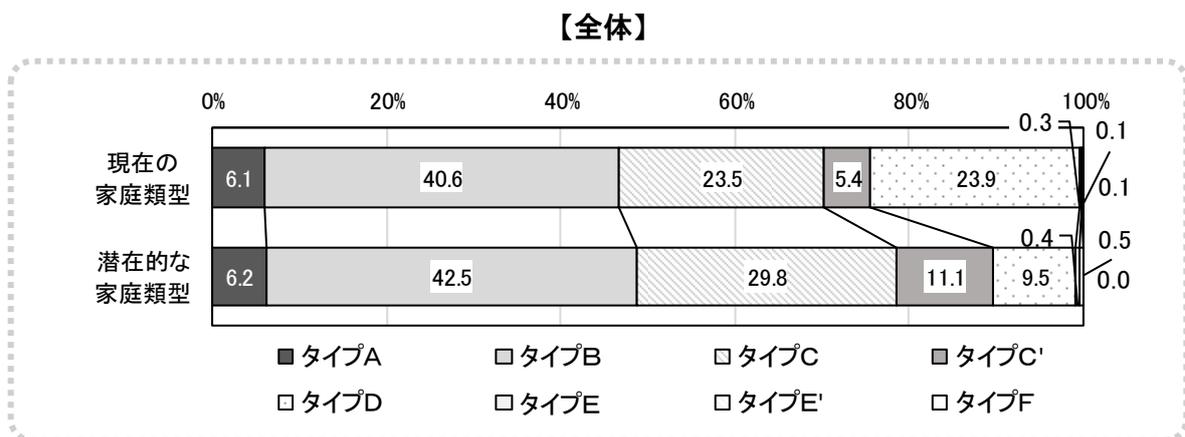
(3) 就労意向を踏まえた家庭類型

ニーズ調査結果を用いて、父親と母親の就労状況から現在の家庭類型（教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに必要な世帯の分類化）を整理すると、子どもが0歳の時点ではタイプDが44.7%と半数近くを占めていますが、子どもの年齢が上がるにつれて、その割合は低くなっています。また、現在就労していない母親の今後の就労意向、パートタイムからフルタイムへの転換意向等を加味した潜在的な家庭類型では、すべての年齢でタイプDが減少する一方、タイプB、タイプCまたはタイプC'の割合が増加しており、就労する母親は現状より増加することが予想されます。

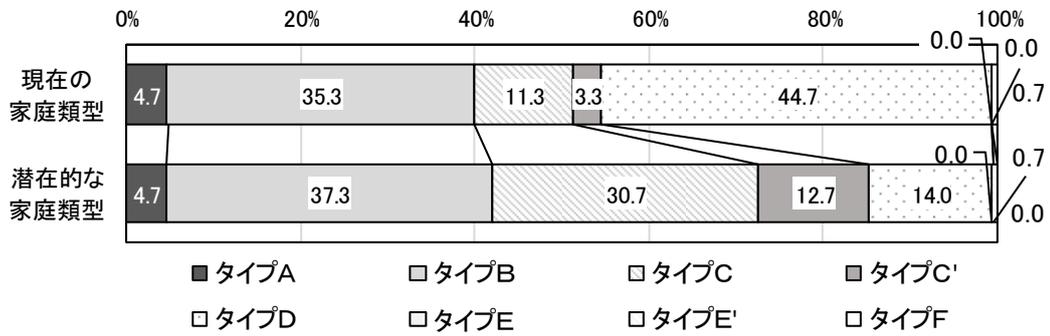
■ 家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム × フルタイム
C	フルタイム × パートタイム(就労時間:月 120h + 64h~120hの一部)
C'	フルタイム × パートタイム(就労時間:月 64h未満 + 64h~120hの一部)
D	専業主婦(夫)
E	パートタイム × パートタイム(就労時間:双方が月 120h以上 + 64h~120hの一部)
E'	パートタイム × パートタイム(就労時間:いずれかが月 64h未満 + 64h~120hの一部)
F	無職 × 無職

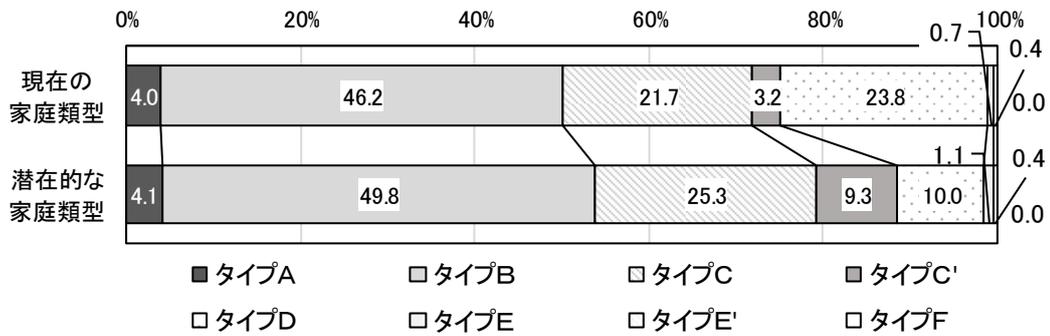
■ 就労意向を踏まえた家庭類型



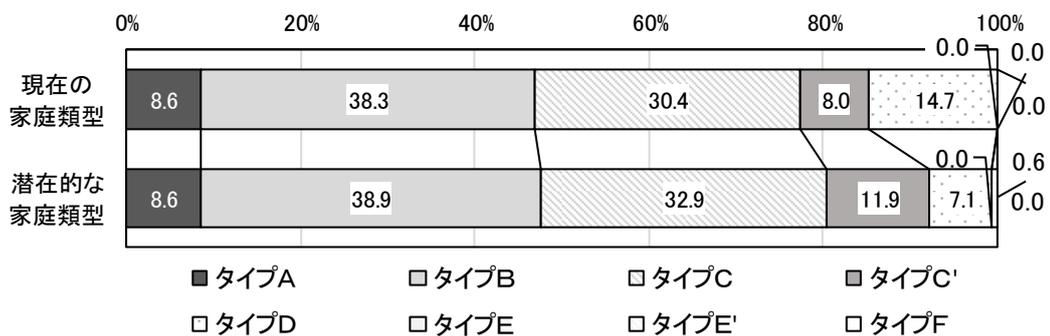
【0歳】



【1・2歳】



【3～5歳】



(4) 認定区分と提供施設

① 認定区分と施設

■ 認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号認定	3～5歳、幼児期の学校教育 (以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業※

② 1号、2号、3号認定の子どもが利用できる施設

■ 認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		制限はありません	保育の必要性があり、教育を受けさせたい	保育の必要性がある	保育の必要性がある
利用可能施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○		
	保育所			○	○
	地域型保育事業				○

■ 本市の教育・保育施設数(平成31年4月1日時点)

	実施か所	定員
私立幼稚園	2 か所	348 人
公立保育所	1 か所	90 人
私立保育所	12 か所	1,260 人
認定こども園	1 か所	291 人
地域型保育事業	6 か所	98 人

(5) 量の見込みと確保方策

① 0～2歳児(3号認定子ども)

確保の方針

特定教育・保育施設※（認可保育所、認定こども園）、特定地域型保育（小規模保育※事業所）で実施します。

■ 3号認定(0歳)

(単位:人)

量の見込み及び確保方策		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
0歳	量の見込み(A)	182	181	180	177	175	
	確保方策	特定教育・保育施設	140	141	145	145	145
		特定地域型保育	46	46	46	46	46
		合計(B)	186	187	191	191	191
	過不足数(B-A)	4	6	11	14	16	

確保の方針

特定教育・保育施設（認可保育所、認定こども園）、特定地域型保育（小規模保育事業所）、企業主導型保育施設で実施します。

■ 3号認定(1、2歳)

(単位:人)

量の見込み及び確保方策		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1・2歳	量の見込み(A)	626	621	632	627	621	
	確保方策	特定教育・保育施設	509	505	516	512	512
		特定地域型保育	102	102	102	102	102
		企業主導型保育施設	19	19	19	19	19
		合計(B)	630	626	637	633	633
過不足数(B-A)	4	5	5	6	12		

② 3～5歳児(1・2号認定子ども)

確保の方針

特定教育・保育施設（認定こども園）、幼稚園で実施します。

■ 1号認定

(単位:人)

量の見込み及び確保方策		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号	量の見込み(A)	362	360	350	342	338	
	確保方策	特定教育・保育施設	84	150	160	183	183
		確認を受けない幼稚園	283	213	197	188	188
		合計(B)	367	363	357	371	371
過不足数(B-A)		5	3	7	29	33	

確保の方針

特定教育・保育施設（認可保育所、認定こども園）、幼稚園で実施します。

■ 2号認定

(単位:人)

量の見込み及び確保方策		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
2号	量の見込み(A)	1,081	1,075	1,042	1,017	1,007	
	確保方策	うち教育の利用希望が強い方	125	125	121	117	117
		特定教育・保育施設	988	1,055	1,030	1,011	1,011
		幼稚園及び預かり保育	95	25	21	20	20
		合計(B)	1,083	1,080	1,051	1,031	1,031
過不足数(B-A)		2	5	9	14	24	



2 地域子ども・子育て支援事業について

(1) 提供体制の内容

本市は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、本計画より以下の 13 事業を実施可能な体制にします。

■実施事業一覧(平成 31 年4月1日時点)

		実施か所数	平成 30 年度実績
①延長保育事業		20 か所	958 人日
②放課後児童健全育成事業※ (学童保育事業)	低学年	12 か所	540 人
	高学年	12 か所	66 人
③子育て短期支援事業		—	0 人日
④地域子育て支援拠点事業		1 か所	19,635 人回
⑤幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業(預かり保育)		幼稚園、認定こども園 3 か所	39,820 人日
⑥認可保育所等による一時預かり事業		保育所、地域型保育 4 か所	877 人日
⑦病児・病後児保育事業※		1 か所	812 人日
⑧子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業※)		1 か所	880 人日
⑨利用者支援事業		未実施	—
⑩乳児家庭全戸訪問事業		—	432 人
⑪養育支援訪問事業		—	0 人
⑫妊婦健康診査事業		—	443 人
⑬実費徴収に係る補足給付事業		未実施	—



(2) 量の見込みと確保方策

① 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育ニーズに対応するため、保育認定を受けた子どもを対象に、11時間の開所時間の始期及び終期前後に保育を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

- ・「推計児童数(人)」×「潜在的な家庭類型の構成比(%)」＝「家庭類型別児童数(人)」
- ・「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(%)」＝「量の見込み(人日)」

■ 利用意向の算出方法

対象年齢	潜在的な家庭類型	国による利用意向率の算出方法	本市による補正
0～5歳	A B C E	今後、利用したい事業として、認可保育所から居宅訪問型保育*のいずれかを選択し、かつ、利用希望時間が18時以降である人の割合	なし

* 認可保育所から居宅訪問型保育※

認可保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育※、事業所内保育※、その他の届出保育施設※、居宅訪問型保育のこと。

確保の方針

市内全保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業所等）により実施します。

■ 延長保育事業

(単位:人日)

量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	1,021	1,013	1,003	985	975
確保数(B)	1,021	1,013	1,003	985	975
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

②放課後児童健全育成事業(学童保育事業)

保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

〔量の見込みの算出方法〕＊各学年で計算

- ・「推計児童数(人)」×4年間(平成27年～平成30年)の中の最大の利用率に2%程度加算して補正した比率

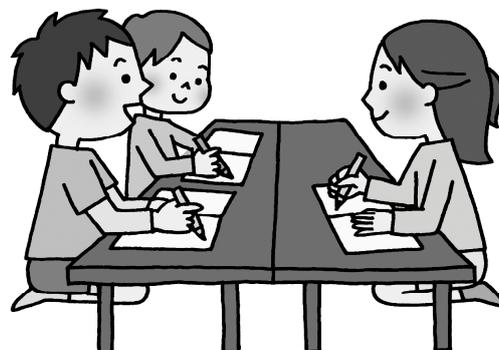
確保の方針

市内全小学校区の学童保育所及び民間学童保育所により実施します。

■放課後児童健全育成事業(学童保育事業)

(単位:人)

量の見込み及び確保方策		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	256	257	270	285	280
	2年生	234	241	243	256	271
	3年生	153	169	172	170	178
	4年生	72	72	77	76	74
	5年生	15	15	15	16	15
	6年生	5	5	5	5	5
総学年	合計(A)	735	759	782	808	823
	確保数(B)	735	763	787	817	857
	過不足数(B-A)	0	4	5	9	34



③子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の事情で子どもの養育が一時的に困難になった場合、育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設※等で一時的に預かる事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

- ・「推計児童数(人)」×「潜在的な家庭類型の構成比(%)」＝「家庭類型別児童数(人)」
- ・「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」＝「量の見込み(人日)」

■利用意向の算出方法

対象年齢	潜在的な家庭類型	国による利用意向率の算出方法	本市による補正
0～5歳	すべて	利用意向率 保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気など)により、「ショートステイ※を利用した」人、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」人の割合 × 利用意向日数 「ショートステイを利用した」人、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」人の平均日数	なし

確保の方針

ホームページ等で子育て短期支援事業の周知を実施します。近隣で更に利用可能な施設があるか調査・検討します。

■子育て短期支援事業

(単位:人日)

量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	40	39	39	37	36
確保数(B)	40	39	39	37	36
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

- ・「推計児童数(人)」×「潜在的な家庭類型の構成比(%)」＝「家庭類型別児童数(人)」
- ・「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」＝「量の見込み(人回)」

■利用意向の算出方法

対象年齢	潜在的な家庭類型	国による利用意向率の算出方法	本市による補正
0～2歳	すべて	利用意向率 地域子育て支援拠点事業を現在利用している人と、今後利用したい人の割合 × 利用意向回数 現在利用している人、今後利用したい人、今後利用日数を増やしたい人の月当たり平均利用回数	なし

確保の方針

利用者アンケートを行い、保護者のニーズを汲み取りながら、より利用しやすい施設のあり方を検討します。ホームページや広報などで施設で行っている事業を紹介し、親子の触れ合いの大切さや楽しさをPRしていきます。

■地域子育て支援拠点事業

(単位:人回)

量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	20,940	20,688	20,940	20,712	20,484
確保数(B)	20,940	20,688	20,940	20,712	20,484
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

■ 幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業(預かり保育)

(単位:人日)

量の見込み及び確保方策			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一時預かり 事業(幼稚園)	量の見込み (A)	1号認定	2,093	2,084	2,022	1,971	1,948
		2号認定	28,050	28,050	27,152	26,255	26,255
	確保数(B)		30,143	30,134	29,174	28,226	28,203
	過不足数(B-A)		0	0	0	0	0

⑥ 認可保育所等による一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児を、認可保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

- 「推計児童数(人)」×4年間(平成27年~平成30年)の平均利用率=「量の見込み(人日)」

確保の方針

市内認可保育所、小規模保育事業所等により実施します。

■ 認可保育所等による一時預かり事業

(単位:人日)

量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	1,163	1,156	1,121	1,095	1,083
確保数(B)	1,163	1,156	1,121	1,095	1,083
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0



⑦病児・病後児保育事業

保護者が就労している場合等において、子どもの病気・病気回復期に自宅での保育が困難な場合に、病児・病後児保育施設等で一時的な保育を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

- ・「推計児童数(人)」×4年間(平成27年～平成30年)の中の最大利用率＝「量の見込み(人日)」

確保の方針

病児保育施設「ちっこハウス」により実施します。

■病児・病後児保育事業

(単位:人日)

量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	808	802	793	780	771
確保数(B)	808	802	793	780	771
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

⑧子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育て中の保護者で、預かり等の援助を希望する者を会員(依頼会員)として、当該援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

- ・「推計児童数(人)」×4年間(平成27年～平成30年)の平均利用率＝「量の見込み(人日)」

確保の方針

保護者の多様なニーズに応えられるよう、引き続き人材確保に努めます。

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(単位:人日)

量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	1,175	1,174	1,173	1,184	1,184
確保数(B)	1,175	1,174	1,173	1,184	1,184
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

*本市においては、量の見込みは0歳～11歳の利用実績をもとに算出しています。

⑨利用者支援事業

子ども・子育てに関する総合相談窓口として、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、相談内容に応じて必要な支援を行う事業です。

〔量の見込みの考え方〕

- ・市全域が東西及び南北とも約8kmの平坦な地形であり、人の移動に大きな支障はないことから1か所設置

確保の方針

子育て世代包括支援センター※にて実施します。

■利用者支援事業

(単位:か所)

量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1

⑩乳児家庭全戸訪問事業

保健師・助産師が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。

〔量の見込みの考え方〕

- ・4年間（平成27年～平成30年）の実績の数字を利用して見込みを算出

確保の方針

担当助産師（保健師）による、保護者に寄り添った支援を実施します。

■乳児家庭全戸訪問事業

(単位:人日)

量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	400	419	413	407	402

⑪ 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

〔量の見込みの考え方〕

- ・ 現在実施している類似事業における実績を踏まえて算出
- ・ 養育支援訪問事業がなく、新生児・乳児訪問事業（出産前からの関わりのある世帯等を訪問する事業。乳児全戸訪問とは異なる。）を実施している。

確保の方針

市の保健師等による新生児・乳児訪問事業（出産前からの関わりのある世帯等を訪問する事業）により実施します。

■ 養育支援訪問事業

（単位：人）

量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	40	40	40	40	40

⑫ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持・増進を図り、安全・安心な妊娠・出産ができるように、妊婦に対して、妊娠期間中の適時に必要に応じた検査を実施する事業です。

〔量の見込みの考え方〕

- ・ 4年間（平成27年～平成30年）の平均を見込みとして算出

確保の方針

すべての医療機関で実施します。

■ 妊婦健康診査事業

（単位：人）

量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	445	445	445	445	445

⑬実費徴収に係る補足給付事業

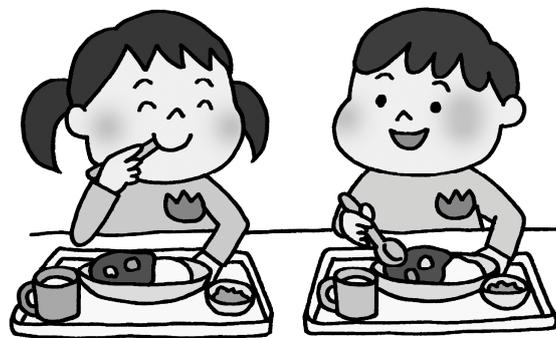
世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して、市が定める基準に該当する保護者の子どもが、幼稚園での教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき副食の提供に要する費用の全部又は一部を給付する事業です。

確保の方針

子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園の利用者を対象に実施します。

■実費徴収に係る補足給付事業

量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	実施	実施	実施	実施	実施





子ども・子育て支援に関する施策の 総合的な展開

1 子どもや親の健康の確保

(1) 母子保健の推進

現状と課題

母子健康手帳の交付時に保健指導を実施するとともに、妊婦健診の定期的な受診にむけた啓発を行っています。また、妊娠期からの保健指導について、質の高い指導を行うために本市独自の妊婦保健指導マニュアルの作成を進めています。

また、現在乳幼児健診は高い受診率を維持できていますが、受診率のさらなる向上に向けた啓発などに取り組むとともに、未受診者については関係機関と連携し子どもの健康状態や家庭での養育状態の確認を行っています。本市では「もうすぐパパママ教室」や「おっぱい教室」等の各種教室も開催していますが、就労している保護者も多く参加が難しいことも考えられるため、参加率（受診率）が高い乳幼児健診の場で悩みなどの相談支援や子どもの発達支援など必要な支援につなげていくことが求められています。

方向性

妊娠期及び乳幼児期の疾病予防対策として、妊婦健診や乳幼児健診、予防接種の重要性の啓発を推進します。また、乳幼児健診未受診者及び予防接種未接種者へのフォローを確実にし、子どもの健康増進に努めます。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容
1	支援制度の周知	○母子健康手帳交付時をはじめとして、妊娠・出産・育児に関する支援制度や母子保健事業などについて、周知や説明を行います。
2	各種教室等の充実	○安心して出産が迎えられるように「もうすぐパパママ教室」や「おっぱい教室」を行います。また、子どもの発達が気になるなど子育ての悩みについて、個別に相談を受ける「こころほっと相談」や、関わり方を学ぶ「つくしんぼ教室」を行います。
3	乳幼児家庭訪問の実施	○出生連絡票に基づく新生児訪問や乳幼児健診後のフォローなどの訪問を行うことで、子どもの健康や発達の状態を把握するとともに、親の心身の健康についても確認を行い、支援が必要な場合、早期の支援につなげます。

No.	取り組み	内容
4	乳幼児健診の受診率向上	○個別通知にて案内を行います。未受診者には再通知等を行い、受診率向上に努めます。また、未受診者に対して電話、訪問等によりフォローを行います。
5	健診の受診率向上	○妊婦健診をはじめ、乳がん検診や子宮がん検診等の受診率向上に努めます。また、妊婦健診結果に基づく保健指導やがん検診の精密検査の受診勧奨を行います。
6	予防接種の推進	○予防接種については、医療機関で実施します。乳幼児健診時等に接種勧奨を行います。

(2) 障害のある子どもへの支援

現状と課題

近年、「発達障害」という言葉や概念の認知が広く一般に進んだこともあり、相談や療育※、学習支援など、障害のある子どもへの支援のニーズは日々高まりを見せています。

本市でも乳幼児健診等を通じて様々な障害の早期発見・早期療育の推進に取り組むとともに、就学前から就学後まで、発達支援や学習支援を中心に切れ目のない支援の推進を図っています。

また、全国的な課題として特別支援教室はそのニーズの高まりに体制の整備が追い付いていない現状があり、本市においても同様の課題が発生しています。

方向性

引き続き、乳幼児健診等を含む発達相談の機会の確保・充実に努めることで様々な障害の早期発見・早期療育の推進に取り組めます。

また、障害を持つ子どもに向けて適切な支援ができるよう、保育所や幼稚園における職員の加配の推進や、特別支援教育に関する職員の資質向上に取り組めます。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容
1	乳幼児健診等を通じた 早期発見また療育等支 援の推進	○乳幼児健診や個別の相談を通して、支援の必要性の高い乳幼児を発見し、早期に療育等の支援につなげます。
2	児童発達支援*	○日常生活における基本的動作や知識技能を習得し、また集団生活に適應することができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、指導及び訓練を行います。
3	医療型児童発達支援	○日常生活における基本的動作や知識技能を習得し、また集団生活に適應することができるよう、それぞれの子どもの身体・精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、指導、訓練及び治療を行います。
4	放課後等デイサービス*	○障害をもつ通学中の子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を行うとともに、放課後等の居場所を提供します。
5	保育所等訪問支援	○障害児通所支援事業所のスタッフが保育所等を訪問し、障害のある児童が集団生活へ適應できるよう、専門的な支援を行います。
6	居宅訪問型児童発達 支援	○児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な、重症心身障害などの重度の障害のある児童に対し、児童の居宅を訪問し、日常生活における動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。
7	相談支援の充実	○障害児通所支援を利用する際に、子どもの心身の状況や養育環境、また子どもや保護者の意向その他事情を勘案し、個々の支援の内容を定める障害児支援利用計画を作成します。
8	特別支援教育の充実	○特別支援学級の新設また増設に向けた整備を推進するとともに、「特別支援教育支援員」を配置し、職員の資質向上等に取り組み、支援の充実を図ります。
9	幼稚園、保育所等に おける特別支援事業の 推進	○発達に課題がある子どもを支援するために保育士等を加配する施設に対して、財政等の支援を行います。

2 子育て家庭への支援

(1) ひとり親家庭への支援の推進

現状と課題

ひとり親家庭の自立支援として母子・父子自立支援員^{*}による就労相談支援を実施しています。また、能力開発や資格取得のための給付金の支給など、経済的な支援を行うことで自立の促進を図っています。

また、ひとり親家庭の子どもの学習支援として、筑後市母子寡婦福祉会が行う学習支援教室の活動を支援しています。

方向性

未婚女性の出産や離婚の増加により、ひとり親家庭は今後も増加することが予想されます。ひとり親家庭の自立に向けて相談・支援体制の充実と、各種講座や給付金制度の周知を推進します。

また、筑後市母子寡婦福祉会が行うひとり親家庭の子どもの学習支援について、引き続き周知やボランティア募集などの支援を推進します。

【具体的な施策】

No.	取り組み	内容
1	母子・父子自立支援員の配置	○母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談に応じ、各種制度の周知や支援につなげます。また、生活保護受給者等自立支援事業を活用し、ハローワークと連携した就労支援を行います。
2	母(父)子家庭自立支援事業	○母(父)子家庭の自立を促進するため、各種就業に結びつく講座を受講した人へ自立支援教育訓練給付金、看護師や介護福祉士などの資格を取得するため修業中の人へ高等職業訓練促進給付金を支給する事業を行っています。より多くの方が、この制度を利用して就業に結びつき、自立できるよう支援を行います。

No.	取り組み	内容
3	就業支援講座等の周知	○ひとり親サポートセンターが行う就業支援講座等の情報を広報で周知します。
4	ひとり親家庭の子どもの学習支援	○筑後市母子寡婦福祉会が行うひとり親家庭の子どもの学習支援について、ボランティア募集や事業の周知などの支援を行います。
5	児童扶養手当の支給	○ひとり親家庭等において、児童を養育している保護者に対し、児童扶養手当を支給し、家庭生活の安定と自立の促進を図ります。



(2) 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

近年、子どもの尊厳や、時には生命までが奪われる重大な虐待事件が後を絶たず、児童虐待防止対策は社会全体で早急に取り組むべき重点的な課題となっています。

本市でも児童虐待の防止や早期発見に向けて、要保護児童対策地域協議会において各種会議を実施し、要保護児童、要支援児童、見守りが必要な児童、緊急対応が必要な児童等の情報を共有するとともに支援方法の協議等を進めています。

今後も児童虐待の防止や早期発見につながるよう、関係機関で連携しながら効果的に会議を実施していきます。

方向性

要保護児童対策地域協議会の活動を強化し、児童相談所、市の児童福祉担当部署・母子保健担当部署、教育委員会、警察など関係行政機関はもとより、保健所・幼稚園や学校、民生委員・児童委員、主任児童委員、医療関係などに働きかけ、児童虐待防止や早期発見につながるよう連携を深めます。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容
1	家庭児童相談事業の充実	○児童虐待や養育困難など、家庭内での様々な相談の窓口として、家庭児童相談室を設置しています。育児不安や地域での孤立から児童虐待に追い込まれるケースも多く、市民の身近な相談相手として関係機関と連携を取りながら、地域ぐるみで支援する体制づくりを充実します。
2	筑後市子どもを守る地域ネットワークの推進	○要保護児童の早期発見・早期対応を図るため、筑後市子どもを守る地域ネットワークでの連携を強化し、適切な支援につなげます。
3	児童虐待防止に向けた研修会や講座の開催	○子育て支援者や子育て中の保護者を対象とした研修会や講座等を開催します。
4	子どもの人権や児童虐待防止に関する啓発活動の推進	○広報やホームページ等を通じて、子どもの人権や児童虐待防止に関する周知を行います。また、児童虐待防止推進月間における啓発事業を実施します。

(3) 子育てに係る経済的負担の軽減

現状と課題

子どもが生まれてから成人するまでには養育費や教育費など多大な費用がかかり、家庭への経済的な負担となるとともに、将来への不安材料となっています。

子どもの健康状態が生まれ育った家庭の経済状況で左右されることなく、また、子育てで家庭の生活の安定や、次代の社会を担う子どもの心身の健やかな成長に資することを目的に、子育て家庭への経済的負担の軽減が求められています。

方向性

子育て家庭に対し児童手当の支給や医療費の助成などの支援を行うことで、子育てに係る経済的負担の軽減を図り、子どもを育てやすい環境の整備を図ります。

また、費用が高額になることも多い不妊治療について、治療費の助成を行うことで、子どもを望む家庭の経済的な負担の軽減を図ります。

【具体的な施策】

No.	取り組み	内容
1	児童手当の支給	○中学校修了前の児童を養育している保護者に対し、児童手当を支給します。
2	子ども医療費助成	○中学校卒業までの子どもの医療に要する費用の自己負担分を助成します。(未就学児・小学生・中学生で、それぞれ助成内容が異なります。)
3	就学援助制度	○経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校で必要な費用(学用品費・給食費等)の一部を支給します。
4	学童保育事業にかかる利用料の減免	○就学援助制度の対象者(児童生徒の保護者)に対し、学童保育にかかる利用料を減免します。
5	保育料の独自軽減	○3歳未満児における保育所等の保育料を国の基準額よりも軽減します。(3歳以上は無償となります。)
6	副食費の免除	○保育所や幼稚園等が所得状況に応じて副食の提供に要する費用を免除した場合に、その園に対し、補足給付を行います。
7	不妊治療費の助成	○特定不妊治療と男性不妊治療にかかる費用から、福岡県の助成金を控除した治療費に対して、1回の治療につき上限額5万円を助成します。

(4) 子どもの貧困対策の充実

現状と課題

近年、非正規雇用の拡大や離婚の増加などを背景に、子育て世代が経済的な課題を抱えるケースが多くなっています。平成 28 年の「国民生活基礎調査」における子どもの貧困率は 13.9%で、約 7 人に 1 人が貧困であるという結果が出ています。また、ひとり親家庭の相対的貧困率は 50.8%であり、ひとり親家庭の自立を支援する必要があります。

貧困などの困難を抱える家庭は、社会的に孤立する傾向にあります。保護者の就労状況や健康状態にかかわらず、子育て家庭の生活を安定させるためには、こうした家庭を確実に把握し、仕事や生活全般における総合的な支援が必要です。

方向性

子どもの現在及び未来が、その生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、困難を抱える子育て世帯を孤立させることなく支援につなげ、生活の安定を図ります。

誰もが安心して子育てができるように、それぞれの家庭のライフステージに対応した相談の実施や支援体制の充実に努めます。また、各課での情報共有と連携に努めます。

【具体的な施策】

No.	取り組み	内容
1	子どもや家庭に関する相談支援の充実	○生活困窮者自立支援相談窓口や家庭児童相談室等による相談支援の充実により、経済的困難を抱える子どもや家庭等を早期に把握し、適切な支援につなげます。
2	子どもの学習支援事業の推進	○生活に困窮する世帯に属する中学生に対し、「学習支援」や「生活習慣・育成環境の改善支援」を実施します。
3	ひとり親家庭への支援の推進	○53～54 ページの(1)「ひとり親家庭への支援の推進」により、母(父)子家庭の自立の促進と経済的な支援を図ります。
4	子育てに係る経済的負担の軽減	○56 ページの(3)「子育てに係る経済的負担の軽減」により、子育て家庭の生活安定につなげます。

3 学童期からの「生きぬく力」の育成

(1) 学校教育の充実

現状と課題

本市では、学習指導要領の趣旨に沿って「確かな学力の向上」「豊かな心の育成」「健康やかな体の育成」を教育の3つの柱とし、全ての小中学校において具体的な取り組みが推進されるようにしています。この「知」「徳」「体」をバランスよく育成することを基本に、21世紀型能力（基礎力・思考力・実践力）の育成を図っています。

方向性

引き続き21世紀型能力（基礎力・思考力・実践力）の育成を推進し、間もなく到来する「Society5.0^{*}」時代の社会を自分の力でたくましく「生きぬく力」の育成を図ります。また、学校教育課では、市内小中学校及び教職員に対し、各種研修会や指導の充実を図るとともに、施設整備・人的整備・環境整備等の観点から各種事業を推進することで、家庭や地域から「信頼される学校」づくりをめざします。

【具体的な施策】

No.	取り組み	内容
1	確かな学力の向上	<ul style="list-style-type: none">○確かな学力の育成に向けて2020年度より始まる新たな学習指導要領にも対応しながら、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点より「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」も重視して授業の改善に取り組みます。○ペア学習やグループ学習等を効果的に取り入れ、対話力や思考力、また人間関係を形成するコミュニケーション能力の養成を図ります。○35人以下学級の実施やICTの効果的な活用、また家庭学習の習慣化の推進に取り組みます。

No.	取り組み	内容
2	豊かな心の育成	<p>○教科化された「特別の教科 道徳」の授業はもちろん、学校の教育活動全体を通し、道徳教育の推進を図ります。</p> <p>○将来への夢と希望を育むキャリア教育の推進として、市内事業所と連携した職場体験・職場見学等に取り組みます。また、小学校において子どもたちが自分の学習や生活を振り返る場面を多く持てるよう特別活動の推進を図ります。</p> <p>○いじめの防止や早期発見・解決、また不登校児童への支援を目的に、児童や保護者に対する相談支援に取り組みます。</p> <p>○全ての児童に対しお互いの個性や考え、またその違いを尊重する人権教育を推進します。</p>
3	健やかな体の育成	<p>○体力の向上に向けて、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施と実態分析を行い、課題の明確化を行うとともに体力向上プランの作成・推進に取り組みます。</p> <p>○地域や家庭とも連携しながら、望ましい食習慣の形成を目指し、食育[*]の推進を図ります。</p>
4	小中連携・地域連携の推進	<p>○中学校ブロックを中心とした小中学校の効果的な連携により、授業づくりの改善や教育内容の充実、魅力化を図ります。</p> <p>○学校公開日の設定や、紙媒体やインターネットを活用した情報発信により、地域に開かれた学校づくりを推進します。</p>
5	教育環境の充実	<p>○児童生徒の学校生活環境の向上のため、学校トイレの洋式化を進めていきます。</p> <p>○ICT環境の充実に向けて、学習者用コンピュータや学級数に応じた電子黒板等の追加整備を行います。</p>



(2) 放課後の居場所づくり

現状と課題

共働き家庭の増加により、児童の放課後の居場所整備に関するニーズは日々高まりを見せています。本市においても児童の居場所確保や健やかな育成、また働きながら子育てする家庭の「小1の壁」の打破を目的に、放課後児童クラブ、また一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室^{*}の整備に取り組んできました。しかしながら、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室は目標としていた設置数には至っておらず、保護者からの早急な整備を望む声も多く聞かれる状況です。

方向性

国では、「新・放課後子ども総合プラン」において、将来的には全ての小学校区で放課後児童クラブ・放課後子ども教室の両事業を一体的にまたは連携して実施することを目指しており、その方針に従って本市でも全小学校区での実施を目指して整備を進めます。

また、放課後子ども教室の活動内容をより充実したものとするために地域学校協働活動推進員（コーディネーター）や地域の支援スタッフの増員・確保に努めます。

【具体的な施策】

No.	取り組み	内容
1	放課後の居場所の確保	○国の「新・放課後子ども総合プラン」では、全ての小学校区で放課後児童クラブ・放課後子ども教室を一体的にまた連携して実施することを目指しており、本市においても全小学校区での実施を目指し取り組むものとします。 ○地域学校協働活動事業として実施している放課後子ども教室について、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）や支援スタッフの確保に取り組みます。
2	推進に向けた取り組み	○モデル校区（松原小学校）の取り組みの成果等を他の学校へ情報提供し、放課後子ども教室の拡大を図ります。

(3) 青少年健全育成の推進

現状と課題

思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に大きな影響を及ぼします。

喫煙・飲酒・薬物等から子どもを守る活動の推進や、いじめ問題の早期発見・早期解決、また不登校等の悩みや課題を抱えた児童や生徒、その家族に対し相談などの支援を推進するとともに、家庭・学校・地域社会が一体となった教育の推進や地域内交流の促進等により、規範意識や自立心、社会性を持った子どもの育成を図る必要があります。

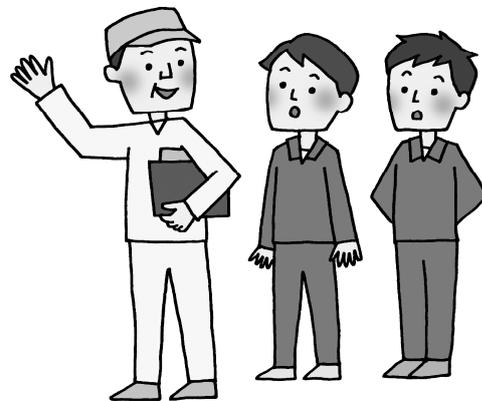
方向性

引き続き喫煙・飲酒・薬物等から身を守るための学習や、いじめの防止や早期発見・早期解決、また不登校の児童や生徒への個別の支援を推進するとともに、地域の大人と青少年が交流する様々なイベントを通して、社会全体で青少年健全育成に取り組みます。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容
1	喫煙・飲酒・薬物等の害についての学習の推進	○喫煙、飲酒、薬物等の害について、学校や関係団体の講話等により啓発していきます。
2	いじめ問題や不登校への対応の充実	○「いじめの早期発見・早期対応の手引き」をもとに、児童アンケート等を積極的に実施・活用し、問題の早期発見や児童の実態把握を行います。 ○不登校問題に対する早期対応や継続した支援の推進を目的に、教育支援教室「スマイル」と民間施設を含む様々な関係機関等を活用し、社会的自立への支援を行います。 ○不安や悩み、課題を抱えた子どもや家族に対し、SC(スクールカウンセラー※)、SSW(スクールソーシャルワーカー※)、SA(スクールアドバイザー※)等専門家を積極的に活用し、教育相談の充実に努めます。
3	交流事業による健全育成の推進	○友愛キャンプや通学合宿、「青少年健全育成のための意見発表会」や中学生ボランティアちっご塾など、地域社会全体で健全育成に取り組みます。また、地域子ども会などを支援し、地域で子どもの社会性を養う各種活動を推進します。

No.	取り組み	内容
4	次世代を担う青少年の育成	<p>○青少年育成市民会議や校区民会議等と連携協力し、家庭・学校・地域社会が一体となった「あいさつ運動」を推進します。</p> <p>○体験型学習として、創作活動を中心にした「夏休みこどもチャレンジ教室」を開催します。</p> <p>○新成人の自覚と責任の養成を目的に、成人式を自らが企画・運営するような「実行委員会形式」での開催を図ります。</p>
5	健全育成に向けた環境の整備	<p>○スマートフォンや SNS の適切な利用に向けて、青少年育成市民会議や PTA 連合会などの市民団体と連携し、啓発活動などを展開していきます。</p> <p>○書店やコンビニエンスストア、ゲームソフト販売店や携帯電話販売代理店等に対し立入調査を実施し、福岡県青少年健全育成条例に基づく指導等を行います。</p>



4 多様な子育て支援サービスの充実

(1) 子育て支援サービスの充実

現状と課題

「おひさまハウス」について、産後の女性の就業率（復職率）の向上もあり利用する乳幼児の低年齢化がみられ、その傾向に合わせて事業のやり方や内容の見直しを行ってきました。今後も、必要に応じて、利用者アンケート等により利用者のニーズを汲み取りながら、事業内容の見直し等に取り組むことが必要です。

情報提供及び広報活動は広報やホームページをはじめ、各教室チラシの作成・配布を各教室や健診会場にて積極的に実施しています。

方向性

「おひさまハウス」における相談や子育てサロンなどの各事業について、より質の高いサービスを提供するなど、充実を図ります。

また、子ども・子育てに関する情報提供や、幼稚園・認可保育所・認定こども園等における子育て支援事業の推進など、多様な子育て支援サービスの充実に取り組みます。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容
1	地域子育てサロンの充実	○身近な場所で、子育て中の親子が地域の方と一緒に触れ合える地域子育てサロンの運営や設置を支援していきます。
2	子育て支援拠点施設事業の充実	○子育て支援拠点施設「おひさまハウス」で実施する様々な子育て支援のための事業の充実を図り、子育て中の親の孤独感を解消します。また、育児相談、おひさま教室、子育てサークルへの支援、情報提供等を行うことにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。
3	子育て応援暖の家の設置	○子育てを卒業した家庭や高齢者の方にボランティアで協力してもらい、子育て等について気軽に相談ができる家を地域に設置していきます。
4	幼稚園・認可保育所・認定こども園等での子育て支援事業の推進	○子育て相談や育児講座の開催、施設の開放や高齢者・異年齢児との交流など、地域に開かれた幼稚園・認可保育園・認定こども園等を推進していきます。

(2) 子育て情報発信の強化

現状と課題

様々な不安や悩みを抱えたり、日中の居場所に困っている子育て家庭に対し、本市の子育て支援の情報がきちんと届くよう、情報発信の強化に取り組みます。

本市では「子育てガイドブック」を毎年更新し、情報の提供を図っていますが、アンケート調査結果では子育てに関する情報入手先としては「インターネット・SNS」が上位となっており、市でもそれらの媒体を活用した情報発信に積極的に取り組む必要性があると考えられます。

方向性

引き続き子育てガイドブックを毎年更新し、情報の提供を図りながら、本市のFacebook等のSNSも活用した情報発信に努めます。

【具体的な施策】

No.	取り組み	内容
1	子育てガイドブックの作成(更新)	○子育て支援についてなど、子育てに関する情報をまとめた子育てガイドブックを毎年度作成(更新)し、配布します。
2	多様な媒体を活用した情報発信	○本市の公式ホームページやFacebookなど多様な媒体を活用した情報発信により、多くの人に情報を届ける取り組みを進めます。



(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

保護者が男女問わず主体的に子育てに向き合い関わっていくためには、長時間労働の改善、育児休業や短時間勤務を取得・選択しやすい環境づくりなど、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が重要となります。

近年では、国の進める働き方改革の影響もあり、長時間労働の抑制、年次有給休暇や男性の育児休暇の取得の推進をはじめ、仕事と子育ての両立に向けた環境の整備に独自に取り組む企業も増えていますが、中小企業や小規模事業者等までなかなか浸透していないのが現状です。

ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実は、行政のみの取り組みで実現することは難しく、国や県、企業等と一体となって取り組んでいくことが必要です。

方向性

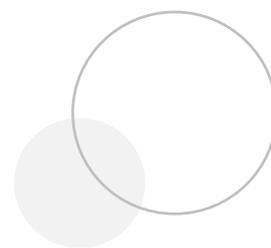
市民に対して男女共同参画の意識啓発を行うとともに、企業に向けた働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、意識の醸成を図ります。

〔具体的な施策〕

No.	取り組み	内容
1	企業・事業所への啓発と情報提供	○広報やホームページを活用し、国や県の「女性活躍推進」に関する情報発信を進めます。 ○福岡県「子育て応援宣言」に登録している事業所を「ふらっと」や「広報ちくご」、ホームページ等で積極的に紹介し、登録を促進します。
2	女性のニーズに応じた就労支援	○産後等の再就職についての情報を広報やホームページ上で発信するとともに、おひさまハウスにおいて県の「子育て女性就職支援センター」の出張相談の場を提供します。
3	仕事と子育ての両立支援の充実	○待機児童の解消を図るとともに保育内容、施設の充実を図ります。
4	父親の育児参画に関する事業の実施	○父親が子育てに積極的に関わるきっかけとなるよう、父親参加型事業をおひさまハウス等で開催します。 ○母子健康手帳交付時に、父親向け冊子を併せて交付します。
5	労働環境整備に関する情報提供	○「広報ちくご」やホームページを活用し、ワーク・ライフ・バランスや労働環境の整備を推進するための情報を発信します。



計画の推進に向けて



1 計画の推進体制

本計画の策定部署となる子育て支援課を中心に、幼児期の学校教育・保育及び子育て支援の庁内関係部署、関係機関・事業者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

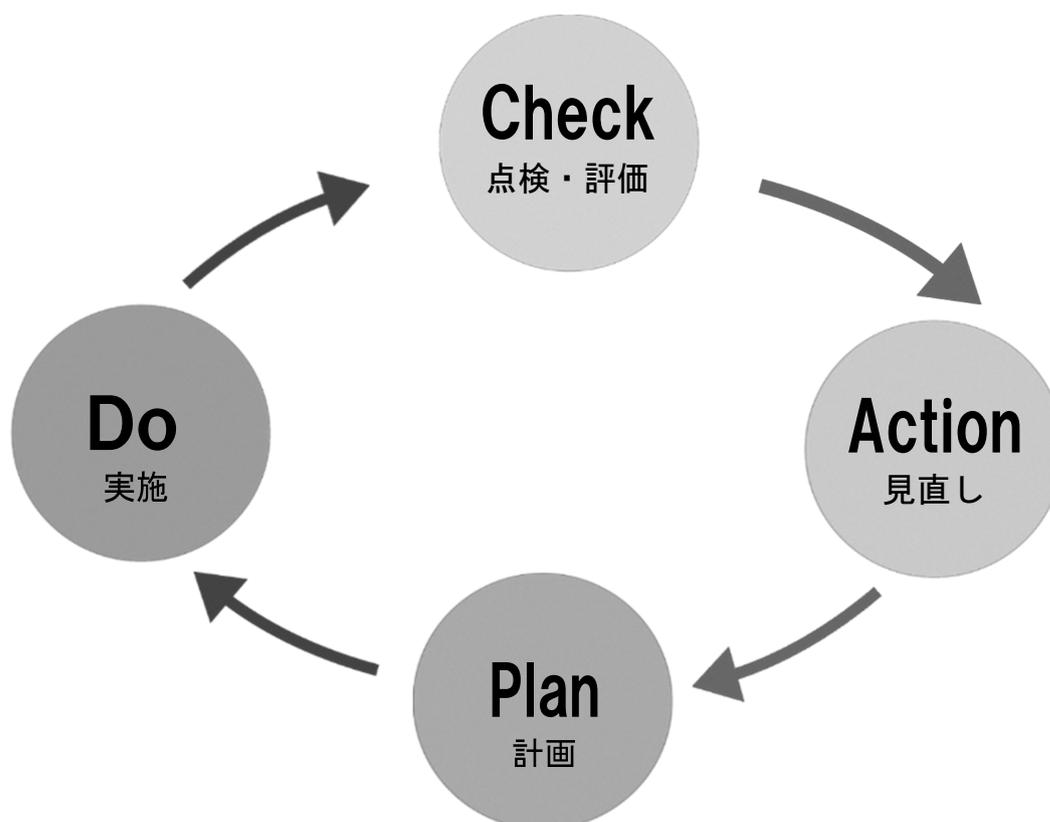
また、筑後市子ども・子育て会議を定期的で開催し、社会全体、地域ぐるみで子ども・子育て支援の環境づくりに取り組みます。

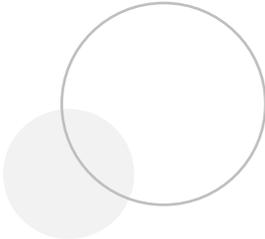
2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、施策の実施状況等について各年度に点検を行います。また、筑後市子ども・子育て会議を通じて、市民や子ども・子育てに関わる関係者の意見も参考にしながら評価を行い、進捗状況の管理を行います。

なお、計画の定める量の見込みが大きく変動する場合には、必要に応じて計画内容の一部見直しを行います。

■計画の進行管理のイメージ





資料編

1 筑後市子ども子育て会議

(1) 筑後市子ども・子育て会議条例

○筑後市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 25 日

条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、筑後市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 市内団体から推薦を受けた者
- (4) 市民公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(2) 筑後市子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	団体名等	任期
会長	加藤 守孝	九州大谷短期大学	平成29年8月1日 ～令和元年7月31日
//	永山 寛	九州大谷短期大学	令和元年8月1日 ～令和3年7月31日
副会長	近藤 佳治	筑後市議会	平成29年8月1日 ～令和元年7月31日
//	辻 義満	筑後市議会	令和元年8月1日 ～令和3年7月31日
委員	古賀 周子	筑後市保育協会 (あさひ保育園)	平成29年8月1日 ～令和3年7月31日
//	小川 恭一	幼稚園 (筑後中央幼稚園)	平成31年4月1日 ～令和3年7月31日
//	世良田 邦彦	認定こども園 (和泉幼稚園)	平成29年8月1日 ～令和3年7月31日
//	野中 弘子	小規模保育事業 (スマイル保育園)	平成29年8月1日 ～令和3年7月31日
//	森田 美紀	学童保育所 (筑後社会福祉協議会)	平成29年8月1日 ～令和3年7月31日
//	溝口 さゆり	筑後市保育協会保育士会 (幸輪保育園)	平成29年8月1日 ～令和元年7月31日
//	安達 和美	筑後市保育協会保育士会 (輝保育園)	令和元年8月1日 ～令和3年7月31日
//	松重 由梨	子育てネットワーク「どーなっつ」	平成29年8月1日 ～令和元年7月31日
//	水田 綾子	公募委員	平成29年8月1日 ～令和3年7月31日
//	國武 恵	公募委員	平成29年8月1日 ～令和元年7月31日
//	松崎 玲子	公募委員	平成29年8月1日 ～令和元年7月31日
//	師富 祐子	公募委員	平成29年8月1日 ～令和元年7月31日
//	池口 百合子	公募委員	令和元年8月1日 ～令和3年7月31日
//	池尻 里枝	公募委員	令和元年8月1日 ～令和3年7月31日
//	高松 淳子	公募委員	令和元年8月1日 ～令和3年7月31日
//	野中 三沙	公募委員	令和元年8月1日 ～令和3年7月31日

2 策定経過

2019（平成31）年	4月16日	第5回筑後市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について ・事業計画にかかるニーズ調査について ・今後のスケジュール
2019（令和元）年	5月20日 ～6月3日	筑後市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
2019（令和元）年	8月1日	子ども・子育て会議委員の改選
2019（令和元）年	8月29日	第1回筑後市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画（第1期）の概要について ・ニーズ調査の集計結果について ・ワークショップの開催について ・今後のスケジュール
2019（令和元）年	9月21日～ 10月7日	意見募集ワークショップの実施
2019（令和元）年	10月23日	ワークショップの実施 第2回筑後市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画にかかる「量の見込み」について ・今後のスケジュール
2019（令和元）年	12月24日	第3回筑後市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップにかかる実施報告について ・子ども・子育て支援事業計画素案について ・今後のスケジュール
2020（令和2）年	1月14日 ～1月31日	パブリックコメント*の実施
2020（令和2）年	2月6日	第4回筑後市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・子ども・子育て支援事業計画（案）の一部修正について ・今後のスケジュール

3 用語解説

用語	解説
育児休業	育児・介護休業法に基づき、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は2歳）に達するまでの間で、労働者の申出により子どもを養育するための休業を取得することができる制度のこと。事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。
一時預かり事業	保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、一時的に子どもを預かる事業のこと。
延長保育	就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するため保育所の開設時間を延長し保育する事業のこと。
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業のこと。（子ども・子育て支援法第7条）
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業のこと。（子ども・子育て支援法第7条）
教育・保育施設	「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、及び「児童福祉法」に規定する保育所をいう。
コーホート変化率法	あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法のこと。
子育てサロン	子育て中の親同士がふれあい、仲間づくりを行うなかで、子育てを楽しみ、子育ての悩みを相談しあうとともに、子ども同士がふれあう場所をつくることを目的としている。
子育て世代包括支援センター	主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点のこと。

用 語	解 説
子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3制度のこと。
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援のこと。
子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業のこと。（子ども・子育て支援法第7条）
次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、平成17年4月1日から施行されている法律。
児童	法律により定義が異なり、学校教育法では満6歳～12歳までを学齢児童、児童福祉法では、満18歳未満を児童と定義する。なお、本文中では、法的、専門的な記述については「児童」、その他については「子ども」という表現を用いている。
児童虐待	身体的虐待、心理的虐待（言葉によるおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行う事業のこと。 児童発達支援には、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」がある。

用 語	解 説
児童養護施設	親のいない子どもや、親からの虐待などを理由に家庭で生活できなくなった子どもを入所させて養護する施設のこと。
就業率	15 歳以上の人口に占める就業者の割合。総務省統計局が毎月行っている「労働力調査」において、完全失業率とともに公表されている。
出生率	一定期間の出生数の人口に対する割合。人口 1,000 人あたりの年間出生児数の割合をいう。
小規模保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業のこと。（子ども・子育て支援法第 7 条）
少子化	子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。
ショートステイ	保護者が疾病・出産・看護・出張・学校行事等の社会的理由や、育児不安・育児疲労による精神的負担の軽減が必要な場合などで、家庭での子どもの養育が一時的に困難となったときに、施設で数日預かる事業のこと。
食育	平成 17 年 7 月に施行された食育基本法に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。
スクールアドバイザー	スクールカウンセラーと同じく、学校などにおいて心理相談業務に従事する。スクールカウンセラーは文部科学省中心の事業として開始されたが、スクールアドバイザーは各地方自治体や教育委員会中心の事業として行われている。
スクールカウンセラー	学校などにおいて子どもたちの悩みの相談などに対応する心理カウンセラーのこと。児童・生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケアなどを行う。

用 語	解 説
スクールソーシャルワーカー	家庭環境等による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする専門家。教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者が職務にあたる。
総合計画	地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画である。
Society 5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。
待機児童	保護者が保育所等に入所申請し、入所要件に該当しているものであって、現に保育所等に入所していない子どもを示す。
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。
地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業のこと。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は特定教育・保育施設には含まれない。（子ども・子育て支援法第27条）
届出保育施設	保育を行うことを目的とする施設であって、認可保育所や認定こども園、地域型保育事業所等の認可施設以外の施設をいう。
認可保育所	児童福祉法に基づき都道府県又は政令指定都市又は中核市が設置を認可した施設のこと。

用 語	解 説
認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設で、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設のこと。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる。（認定こども園法第2条）
パブリックコメント	市町村の基本的な施策などを策定する過程において、事前にその案を公表し、市民のだれもが意見を述べるができる機会を設け、それに対する市町村の考え方を公表していく一連の手続きのこと。
病児・病後児保育事業	地域の児童を対象に当該児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育する事業のこと。
ファミリー・サポート・センター事業	「子育てを応援したい人」と「子育ての応援をしてほしい人」が会員登録し、育児の相互援助活動を行えるよう支援する事業のこと。
保育所	<p>児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設のこと。</p> <p>【認可保育所】 国、県が定める基準に適合し、県の認可を受けた定員20人以上の保育所。</p> <p>【認可外保育所】 上記以外の認可を受けていない保育所。</p>
放課後子ども教室	地区交流センターや小学校施設等を会場として、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施する事業。
放課後児童健全育成事業 （学童保育事業）	放課後、家庭において保護者等の保育を受けることができない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、仲間づくりや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。
放課後等デイサービス	障害のある学齢期の子どもが、学校の授業終了後や学校休業日に通う療育機能・居場所機能を備えたサービスのこと。
母子・父子自立支援員	母子家庭や寡婦の方々が抱えている様々な悩み事（生活上の問題、子どものこと等）や母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸し付けの相談相手となり、問題解決の支援をする。

用 語	解 説
民生委員・児童委員	地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されている。任期は3年間。民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。
幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になる制度のこと。令和元年10月1日から開始された。
幼稚園	学校教育法に定める、3～5歳児に対して小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校のこと。
要保護児童	児童福祉法第6条において定められる、「保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」及び「保護者のない児童」を指す（被虐待児童・非行児童・孤児等）。
要保護児童対策地域協議会	保護を必要とする子どもや、支援を必要とする子ども・妊婦・家庭への適切な支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会のこと。
療育	障害児や発達に課題のある子どもが、社会的自立生活に向けて、身体面・精神面等の機能を高めるべく、かつ社会的自立生活に向けて、医療的配慮のもとで育成されること。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って、働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。

第2期筑後市子ども・子育て支援事業計画

発行：筑後市 子育て支援課

〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井 898 番地

電話：0942-65-7017 FAX：0942-53-1589